

国際馬術連盟

エンデュランス規程

第 11 版

(2020 年 7 月 1 日 FEI 施行)



公益社団法人 日本馬術連盟

本規程は英文版が原本となります。

本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

目次

序文

FEI 馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－

第1章：概要

第800条 国際レベルのエンデュランス競技会に適用する諸規程

第801条 馬のウェルフェア

第2章：競技

第802条 FEI エンデュランス競技会のカテゴリー

第803条 競技会のスターレベル

第804条 競技実施要項

第805条 最低重量

第806条 競技出場は選手1名につき馬1頭

第807条 スタート方法

第808条 計時と記録

第809条 順位決定

第810条 競技からの離脱

第811条 競技前ブリーフィング

第812条 獣医療規制と治療

第3章：コース／フィールド・オブ・プレイ

第813条 フィールド・オブ・プレイ

第814条 ループ

第815条 フェイズ

第816条 VET ゲート

第817条 コースプラン

第818条 コースデザイン、地形および安全性

第819条 コースの標識設置

第820条 コースの順番

第821条 競技会の延期／中止

第822条 コース中の援助とフェアプレイ

第823条 服装規定

第824条 染料とスキンクリーム

第 825 条 馬具と用具

第4章：出場資格

第 826 条 選手とトレーナーの最低年齢要件

第 827 条 馬の最低年齢要件

第 828 条 登録

第 829 条 妊娠馬

第5章：FEI競技会への上場資格認定と出場

第 830 条 概説

第 831 条 完走

第 832 条 ノービス出場資格認定

第 833 条 CEI 出場資格認定

第 834 条 出場資格認定後の CEI 競技会参加

第 835 条 CEI スターレベル出場資格の有効期間

第 836 条 選手権大会

第 837 条 20km を超える平均時速にて失権 (FTQ) および／または失格 (DSQ)

を繰り返した場合のペナルティ

第 838 条 平均速度の計算と速度制限

第 839 条 競技出場停止期間

第 840 条 獣医療救急センターと必要な報告

第 841 条 成績の承認記録

第 842 条 暫定条項

第 6 章：招待と参加申込

第 843 条 招待

第 844 条 参加申込

第 845 条 出場選手の申告

第 846 条 交代

第 847 条 出場選手数の上限

第 7 章：エンデュランス競技会役員

第 848 条 役員の選任

第 849 条 役員のローテーション

第 850 条 役員の任務

第 851 条 役員の日当と経費

第 852 条 技術代表／コースデザイナー

第 853 条 競技場審判団

第 854 条 獣医師団

第 855 条 チーフスチュワード

第 856 条 インディペンデント・ガバナンス・アドバイザー

第 8 章：褒章と表彰式

第 857 条 賞金と褒賞

第 858 条 順位

第 859 条 表彰式

第 860 条 名誉バッジ

第 861 条 エリートアスリート・ステータス

第 862 条 ベストコンディション賞

第 9 章：懲戒処分

第 863 条 手順

第 864 条 選手とトレーナーのペナルティポイント

第 865 条 警告カード

第 866 条 資格停止処分

第 867 条 抗議

付則 1：定 義

付則 2：ベストコンディション賞に関わる FEI ガイドライン

付則 3：失権コード

付則 4：FEI 世界エンデュランスランキング

付則 5：ホースインスペクション、獣医検査（エグザミネーション）、薬物規制

付則 6：競技会で必要とされる役員

付則 7：3 回目の（あるいは続けての）FTQ-GA 判定後の獣医検査

付則 8：プリンカーとチークピースの図

序 文

本エンデュランス規程(本エンデュランス規程にて欠くことのできない付則を含む)は、2020年7月1日発効とする。これ以前にFEIから出されたすべてのエンデュランス規程を、本エンデュランス規程の条項に替え、これを2020年7月1日以降に開催される国際レベルのエンデュランス競技会すべてに適用する。一定の暫定条項を第842条に定める。

ホースマンシップと馬のウェルフェアは、エンデュランス・ライディングの核心である。エンデュランスは、エンデュランスコース走行で馬を安全に管理できる選手の能力を問うものである。馬のウェルフェアを損ねることなく、コース、距離、天候、地形、気候、時間に対する選手と馬のスタミナや競技への参加適性を審査するようデザインされている。

このスポーツの基本理念は、すべてのコースフェーズと義務づけられた獣医師によるインスペクションすべてを含むエンデュランスコースを完走することである。FEI競技会への出場資格認定システムは完走を基準にしており(またこれに報いるものであり)、本スポーツのどのレベルにおいてもホースマンシップの促進を目指して企画されている。

本エンデュランス規程で使用した指定用語(最初の文字を大文字で表記)の意味は付則1、あるいは(付則1に掲載されていない場合は)FEI定款、FEI一般規程、FEI獣医規程もしくはその他適用されるFEI諸規程に示している。また付則1には本エンデュランス規程の解釈と適用にあたっての決まりを記載している。しかし最も大切なのは、本エンデュランス規程をこの序文に示した価値観と目的を実践するよう、そしてFEI一般規程に従って(すなわち国内法やローカル法規を参照するのではなく、独立かつ自律的に)解釈し、適用することにある。

FEI 馬スポーツ憲章

馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求める。馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点を特に順守しなければならない。

1. ウェルフェア概要

a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備および飼料給与が不可欠である。清潔で良質な飼葉、飼料、水が常に与えられなければならない。

b) トレーニング方法

馬は当該種目で求められる身体能力および技術に応じたトレーニングを受けべきである。馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケアおよび装蹄は高い水準にななければならない。馬装具は傷害や外傷のリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

d) 輸送

輸送中は、馬の傷害やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ適格なドライバーが運転しなければならない。馬を正しく扱える者が、常に馬の管理のために同行していること。

e) 移動

すべての輸送は最新の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

2. 競技参加適性

a) 競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に限定されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には、馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加または参加の継続をすることはできない。その馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c) ドーピングと薬物

ドーピング行為および薬物の不法使用またはそれらの行為を意図することは、ウェルフェアに係わる深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な

治療であっても、治療後には競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および／または選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬／出産直後の牝馬

妊娠 4 カ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して過剰な負担となる騎乗あるいは器具（鞭や拍車など）による過剰な扶助は認められていない。

3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない。

a) 競技場

馬は適当かつ安全な路面上で馬のトレーニングと競技を行わなければならない。すべての障害物および競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬の通行路や、トレーニングあるいは競技を行う馬場の路面はすべて、傷害を引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されていなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件の下では、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境および設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全かつ衛生的で、換気が良く、快適であり、馬の品種と性質に適應できるだけの十分な広さがなければならない。水の使える洗い場が常設されていなければならない。

4. 馬の人道的な扱い

a) 獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門技術が提供されるべきである。もし馬が競技中に受傷、あるいは疲弊した場合、選手は競技を中止し、獣医師の診断を受けなければならない。

b) 救急センター

必要であれば、さらなる検査および治療のために、馬は救急車で最寄りの治療施設に搬送されなければならない。受傷した馬には輸送前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生した傷害については調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技出場の頻度、その他の危険要因について、傷害の発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

傷害が重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置を行う必要がある。安楽死は苦痛を最小限にする人道的な方法で行われなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

5. 教育

FEI は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケアおよび管理に関する知識について、可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。新しい研究成果に注目するとともに、FEI はウェルフェアに関する研究のための助成およびサポートをいっそう促進する。

第1章：概要

第800条 国際レベルのエンデュランス競技会に適用する諸規程

800.1 CEI、CEIO および選手権大会（**競技会**）を含むすべての国際レベルエンデュランス競技会は、下記の規程（いずれも折々修正される）に従って統括し、また開催しなければならない：本エンデュランス規程、FEI 定款、FEI 一般規程、FEI 獣医規程、FEI 馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－、FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程、FEI 競技者ドーピング防止規程、そして FEI が折々に発表し、条件に応じて国際レベルのエンデュランス競技会に適用されるその他の規則、あるいは方針、文書（総じて **FEI 諸規程**）。

800.2 FEI 登録を行い、競技会への参加申込を提出し、および／または競技会に何らかの資格で参加することにより、選手やトレーナー、ホースオーナー、クルーメンバー、サポートスタッフ、チーム、チーム監督、各国の馬術連盟、その他競技会に参加する者は、競技会期間中のみならず競技会へ向けた準備期間も含めて FEI 諸規程を遵守することを誓約したとみなされ、これに違反した場合はいかなる場合も FEI 諸規程に定めるペナルティの責任を負う。

800.3 FEI 諸規程を遵守することに加えて、地域大会の一部として開催されるエンデュランス競技会（およびこれらの競技会に出場する参加者）は、該当する IOC 提携地域大会連合が定める要件を遵守しなければならない。

800.4 第 800 条 2 の普遍性に影響を及ぼすことなく、本エンデュランス規程は競技会への馬の準備と出場に関連して、次の 2 者を特有な役割を担う者として認識する：

800.4.1 **トレーナー**とは、競技に向けて馬を心身ともに準備させる（馬の適切な運動プログラム、栄養、獣医療を含む）ことに責任がある者である。

800.4.2 **選手**（トレーナーを兼ねることもある）とは、競技において当該馬に騎乗する者である。

800.5 時折出される修正条項を含め、FEI 諸規程が定める要件すべてを熟知することは、各選手および各トレーナーを含めて競技会に何らかの資格で参加する者の個人的責

任であり、他に委譲できない責務である。各選手および各トレーナーはまた、自分のサポートスタッフ（クルーメンバーを含む）やその他、助言あるいは支援を受ける人物についてもこれらの要件を熟知させなければならない。これらの要件を知らなかったという理由は、何らかの違反があった場合の弁解にはならない。

第 801 条 馬のウェルフェア

801.1 馬のウェルフェアはエンデュランスにおける最優先事項である：常に馬の健康と安全、ウェルフェアを守るため、可能な限りすべてを尽くさなければならない。この基本理念は、選手、トレーナー、ホースオーナー、クルーメンバー、サポートスタッフ、チーム、チーム監督および役員を含め、競技会に参加するすべての人員に課された最も重要な責務である。いかなる立場であっても競技会に参加する人物である限り、第 801 条と「FEI 馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－」の文言と精神を厳格に遵守しなければならない。

801.2 第 801 条 1 に加えて：

801.2.1 選手とトレーナーは馬の効率的で安全な騎乗知識をもっていなければならない。ならず、常に人馬の安全に配慮しなければならない。

801.2.2 選手は気候と他の条件を考慮し、馬のウェルフェアを損なうことなく、コース走行に際して自馬の健康状態の安全管理に責任がある。

801.2.3 馬が何らかの疾病に罹患しているか負傷している場合、もしくは競技能力に悪影響を与えるか増強させる効果のある薬物治療を受けている場合、選手とトレーナーは当該馬を競技に参加申込したり出場させることはできない。

801.3 FEI は馬への残忍な行為や虐待行為については、いかなる違反も許さない：

801.3.1 第 801 条および／または「FEI 馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－」を遵守しなかった場合は、馬への虐待行為とみなされ得る。

801.3.2 競技会において、競技場審判団の判断で明らかに馬への残虐な行為あるいは虐待に相当するとみなされる作為あるいは不作為には、エンデュランスのイエ

ロー警告カードが発行されて失格となり、また FEI 一般規程に定める追加制裁措置の対象ともなり得る。

801.3.3 競技会から離れた場所で発生した馬への残虐な行為あるいは虐待は、FEI 一般規程に定める制裁措置の対象となる。

801.4 報告要件：

801.4.1 馬への虐待行為を目撃した者は、FEI 一般規程に従い FEI へその旨を報告しなければならない。当該報告書では、可能な限り虐待を目撃した人物の住所を記載し、署名を得なければならない。

801.4.2 馬への虐待行為はいかなるものも速やかに報告しなければならないが、そのような虐待行為の報告に期限はない。虐待行為が競技会で発生した場合は速やかに(i)競技場審判団および／または組織委員会事務局、および(ii)FEI 本部へ報告しなければならない。

801.4.3 競技会から離れた場所で発生した馬への残忍な行為や虐待行為については、いかなるものも FEI 本部へ報告しなければならない。

801.4.4 馬への残忍な行為や虐待行為の報告を怠った場合は、それ自体が FEI 諸規程違反として制裁措置の対象となる。

第 2 章：競 技

802. FEI エンデュランス競技会のカテゴリー

802.1 国際レベルのエンデュランス競技会は FEI カレンダーに提示され、次のように区分される：

802.1.1 国際エンデュランス競技会 (CEI)；

802.1.2 公式国際エンデュランス競技会 (CEIO)；

802.1.3 選手権大会（と選手権大会に向けたテストイベント）および大会；そして

802.1.4 国内競技会と FEI 競技会の併催 (CEN/CEI)

802.2 CEI :

802.2.1 CEI では公式個人順位決定のみ行う。CEIO とは異なり、公式団体順位決定は行わない。組織委員会はその裁量で CEI にて選手に 3 名から 5 名構成のチームを組んで競技出場を認めることがあり、その場合は同国籍である必要はないが（詳細は承認済み競技実施要項に記載されている）、公式団体競技とはみなされない。当該チームの各メンバーは公式順位を目指す個人選手とみなされる。参加が認められるチーム数は組織委員会の判断による。

802.2.2 CEI は FEI エンデュランス・テクニカル委員会と協議して FEI が承認した場合、規模の大きい国内シリーズまたは FEI 認定シリーズ/プログラムと併せて開催することができる。

802.3 CEIO :

802.3.1 CEIO では公式個人順位と公式団体順位を決定する。

802.3.2 各国とも団体競技へは 1 チームのみ参加申込できる。団体競技が公式団体競技として成立するには、3 チーム以上の参加が必要である。各チームとも 3 組以上 5 組以内の人馬コンビネーションで構成しなければならない。

802.4 選手権大会と大会 (Games) :

802.4.1 選手権大会（と大会）では、公式個人順位と公式団体順位（公式個人順位のみを決定するヤングホース選手権大会を除く）を決定する。第 802 条 3.2 は選手権大会（と大会）における公式団体競技にも適用する。

802.4.2 選手権大会には以下が含まれる：

- (a) 1 日に 100km 以上、119km 以内の距離を走行する 1*選手権大会
- (b) 1 日に 120km 以上、130km 以内の距離を走行する 2*ヤングホース選手権大会；
- (c) 1 日に 120km 以上、130km 以内の距離を走行する 2*ジュニアおよびヤングライダー選手権大会；

(d) 1日に120km以上、139km以内の距離を走行する2*シニア選手権大会；
および

(e) 1日に160kmを走行する3*シニア選手権大会

802.4.3 シニアあるいはジュニア/ヤングライダーレベルでの選手権大会は地域、大陸、世界レベルにて、もしくは大会 (Games) として開催することができる。詳細はFEI一般規程に定める。

802.5 選手権大会のテストイベント

802.5.1 選手権大会の円滑な運営を確保するため、FEI エンデュランス・テクニカル委員会は、選手権大会主催者に対して同大会の12ヶ月前頃にテストイベントを開催するよう求めるものであるが、3*選手権大会主催者に対してはこれを義務付け、またその他の選手権大会主催者にはこの開催を要請することがある。テストイベントは選手権大会と同じ時期に同様の天候条件にて開催する必要があり、テストイベントの要件は以下の通り：

- (a) 選手権大会と同一（あるいは類似する）距離、コースおよび役員団；と
- (b) 計時、データ処理および心拍数計測については同じプロバイダー。

802.5.2 当該テストイベントがこれらの基準を満たすか否かはFEI エンデュランス・テクニカル委員会が判断する。この決定については上訴できない。

802.5.3 テストイベント開催後に第802条5.1での選手権大会手配事項を変更する場合は、FEI エンデュランス・テクニカル委員会とFEI エンデュランス部門の承認が必要であり、またFEI 本部の承認も必要となる場合がある。

802.5.4 組織委員会がテストイベントを開催しない、あるいは上記要件もしくは主催合意書に定める要件を遵守していないテストイベントを開催する場合、FEIは選手権大会の開催割当を当該組織委員会から取り下げることがある。

802.6 国内とFEI 併催競技会

802.6.1 関与するNFからの要請により、FEIは国内競技会と併催するFEI競技

会を承認することがある。これが認められた場合、併催競技会への参加申込については国内レベルの人馬コンビネーションよりも CEI 人馬コンビネーションに優先権を与えなければならない。

802.6.2 組織委員会が要請した場合は、国内競技と FEI 競技を同時刻スタートとすることができるが、技術代表と競技場審判団長の承認が必要であり、第 847 条で許可された出場選手数の上限を遵守し、馬のウェルフェアと選手の安全が損なわれない場合とする。

802.6.3 いかなる国内および FEI 併催競技会においても、国内レベルの人馬コンビネーションは、FEI レベルの人馬コンビネーションに対して不公平な優位性をもたらすような援助（ペーシング、その他）をいかなる形態であっても提供してはならない。本条項に違反した場合は両コンビネーションとも失格となる。

第 803 条 競技会のスターレベル

803.1 CEI、CEIO および選手権大会は 3 つのスターレベル（3*が最高レベル）に分けられる：

803.1.1 **1*** : 1 日に 100-119km を走行する競技

803.1.2 **2*** : 1 日に 120-139km 走行、あるいは 1 日 70-89km の走行を 2 日間行う競技

803.1.3 **3*** : 1 日に 140-160km 走行、あるいは 1 日 90-100km の走行を 2 日間行う競技、もしくは 1 日 70-80km の走行を 3 日間以上行う競技

803.2 別段の記載がない限り、CEI スターレベルに適用の要件は同じスターレベルの CEIO にも適用する。

803.3 第 803 条 1 に網羅されていない競技会については、FEI が FEI エンデュランス・テクニカル委員会と組織委員会、関連する NF らと協議のうえ、どの CEI スターレベル要件を適用するか決定する。

803.4 FEI は発展途上国や地域での新興プログラムとして、あるいは本エンデュラン

ス規程への変更を考慮する際の調査目的で、特別カテゴリーの競技会を創設する場合があります。FEI が妥当とみなした場合は、競技会におけるコース全長にかかわらず、CEI スターレベル要件（役員および出場資格を含む）をそのような競技会に適用することがある。このような場合、FEI は NF とテクニカル委員会に対して経過報告を要請する。

第 804 条 競技実施要項

804.1 競技実施要項は FEI 一般規程に則って FEI の承認を受けなければならない。FEI は承認した段階で競技実施要項を公開する。

804.2 競技実施要項には（少なくとも）次の記載が必要である：(i)競技会カテゴリー、(ii)参加申込締切日、(iii)参加申込料、(iv)最低重量要件、(v)コース全長、およびコース上のループ数とその距離、(vi)コース概要（高度の変化を含む）、(vii)クレーポイントと馬への給水ポイントの数と場所、(viii)速度制限（適用する場合）、(ix)制限時間（該当する場合は、総走行制限時間およびフェイズごとの走行制限時間）、(x)スタートの場所と時刻、(xi)スタートルール、(xii)コースの表示方法、(xiii)VET ゲートでの手順、(xiv)ホールドタイム、(xv)順位決定方法、そして(xvi) 褒賞。

804.3 競技実施要項には参加者に関わる管理情報（例：交通手段、選手とクルーメンバーの宿泊施設、厩舎、馬糧など）についても記載するべきである。

第 805 条 最低重量

805.1 選手は頭絡を除いた乗馬用具すべてを含む次の最低重量要件を遵守しなければならない：

競技会	最低重量
ヤングライダー／ジュニア	
ヤングライダー／ジュニア競技と選手権大会	60kg
シニア	
CEI1*と CEI2*	70kg
CEI3*	75kg
CEIO と選手権大会	75kg

805.2 ジュニアあるいはヤングライダーがシニア対象の選手権大会に出場する場合は、当該競技でシニアに適用される最低重量要件を遵守しなければならない。

805.3 最低重量要件の遵守：

805.3.1 組織委員会は、競技会にて再校正機能のついた信頼できる重量計を提供しなければならない。

805.3.2 選手は競技に際して、コースのループ走行中（コース上を騎乗中あるいは馬を曳いている間を含む）は常時、最低負担重量を装着していなければならない。

805.3.3 検量はスタート前と（FEI 役員がその旨要請した場合は）フィニッシュ後に行わなければならない。また FEI 役員の要請があれば検量インスペクションを競技中のいかなる時点でも無作為に行うことができる。

805.3.4 選手が最低重量要件を遵守し損ねた場合、あるいは検量を受けなかった場合は失格となる。

第 806 条 競技出場は選手 1 名につき馬 1 頭

いかなる競技においても選手は 2 頭以上の馬で出場することはできない。

第 807 条 スタート方法

807.1 第 807 条 2 に従うことを前提とするが、競技初日（数日間にわたって開催される競技の場合）、あるいは競技当日（1 日で行う競技の場合）は、一斉スタート方式を採用しなければならない。馬は合図があるまでスタートラインを通過してはならない。

807.2 1 日で行う CEI1*にて 50 組以上の人馬コンビネーションが出場する場合は、時間差スタート方式を採用することができるが、最初と最後の人馬コンビネーションのスタート間隔は 1 時間を超えないこととする。

807.3 数日間にわたって開催される競技の 2 日目以降は、一斉スタート方式または時間差スタート方式を採用することができる。時間差スタート方式を採用する場合であれ

ば、人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートしなければならない。一定の時間帯（例：1 時間）はこの方法でスタートを継続するが、この時間は競技場審判団長と技術代表が組織委員会と協議のうえ決定する。それ以後は残っている選手の一斉スタートとなる。

807.4 人馬コンビネーションが誤ったスタート（すなわちスタートの合図前に第1ループのスタートラインを通過したり、ホールドタイムが終了する前に次のループのスタートラインを通過すること）をした場合、この人馬は戻ってスタートラインを再度通過しなければならない。これを怠った場合は失格となる。この人馬コンビネーションのスタート時刻は本来のスタート合図があった時点からの継続とする。

807.5 人馬コンビネーションがスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この人馬は予定時刻にスタートしたのものとして、そのスタート時刻が記録される。公式スタート時刻を 15 分過ぎた場合は出場できない。本条項を遵守しなかった場合は失格となる。

第 808 条 計時と記録

808.1 走行時間はスタートの合図から人馬コンビネーションがエンドラインを通過するまでを計測する。組織委員会は資格認定を受けた者に、（時刻合わせした計時システムを用いて）ループとフェイズごとに各人馬コンビネーションのスタート時刻とフィニッシュ時刻、および走行速度を正確に計算および記録させなければならない。

808.2 スチュワードおよび／またはタイムキーパーが計時を担当する場合は、計時を行う各ループとフェイズのスタート地点とフィニッシュ地点で、各人馬コンビネーションの通過時刻を記録しなければならない。

808.3 各人馬コンビネーションは各フェイズ終了後に、タイムカードまたは信頼できる代替品を渡される。

808.4 使用する主たる計時システムが電子機器（CEI3*、CEIO および選手権大会では推奨）である場合、組織委員会はすべての電源が使えなくなった時に備えて、代替電

源および時間管理と記録管理のバックアップシステムを準備しなければならない。

第 809 条 順位決定

809.1 **ホースインスペクション**：競技のあらゆる段階でのホースインスペクションにすべて合格した人馬コンビネーションのみが最終順位決定の対象となる。

809.2 **個人順位**：スタートの順番とルールがいかなるようであっても、各選手はコースや距離、天候、地形、気候を考慮し、馬のウェルフェアを損ねることなく単独で時間を競っているように、全競技を終えなければならない。すべてのコース要件（適用された速度制限と最低重量要件を含む）を遵守し、すべてのホースインスペクションに合格し、薬物規制や FEI 諸規程に定める馬と選手の安全のためのその他のプロトコルを遵守した人馬コンビネーションのうち、コース走行を最短時間で終了したコンビネーションがその競技の勝者となる。

809.3 団体順位：

809.3.1 NF が 3 組以上のコンビネーションを出場させる場合、これらのコンビネーションは団体順位と個人順位の決定対象となり、順位付け／褒賞を受けることができる。団体競技の勝者はチーム内上位 3 人馬コンビネーションの最終成績を合せて、総走行時間の最も短いチームである。この合計時間が同じとなった場合は、チーム内上位 3 番目の成績であった人馬コンビネーションの走行時間が最も短いチームを優勝とする。

809.3.2 NF が 3 組未満のコンビネーションを出場させる場合、あるいはチーム内で順位のついたコンビネーションが 3 組未満であった場合は、たとえメダルもしくは褒賞順位の空きがあっても当該チームは団体順位の対象とならない。順位対象となった人馬コンビネーションは個人順位についてのみ対象となり、順位／褒賞を獲得できる。

809.3.3 世界馬術選手権大会 (WEG) におけるエンデュランス競技会のチームは、この第 809 条 3 に定める順位付けとなる。

809.3.4 団体順位に成績がカウントされた人馬コンビネーションがその後失格となった場合、このチーム全体の順位は取り消されて無効となる。これは当該チーム内の他の人馬コンビネーションの個人順位決定には影響しない。

809.4 **デッドヒート**：2組以上の人馬コンビネーションが同時にスタートし、また同じ総走行時間でフィニッシュとなった場合は、競技場審判団が（スチュワードの支援を得て）どちらの人馬コンビネーションがフィニッシュラインを先に通過したかを（目視あるいは写真／ビデオ判定により）判定しなければならず、その人馬コンビネーションが他方よりも上位に順位決定される。同着とならない場合がある。

809.5 **失権、失格、出場辞退、棄権**：

809.5.1 人馬コンビネーションがホースインスペクションに合格できなかった場合、全コースを指定通りに完走できなかった場合、適用された速度制限を遵守しなかった場合、および／または完了すべき時間要件を満たさなかった場合、もしくは付則3（失権コード）に特定したその他の「失権」事項により人馬コンビネーションが当該競技から離脱させられる場合は**失権**となって次のフェイズへは進めず、あるいは最終順位決定の対象外となる。

809.5.2 本エンデュランス規程、他のFEI諸規程、あるいは競技実施要項に違反したため、人馬コンビネーションが競技および／または競技会から離脱させられる場合（あるいは競技および／または競技会終了後に、当該人馬コンビネーションの成績が不適格となった場合）は**失格**となる。

809.5.3 第1回（競技前）インスペクション時あるいはそれ以前に、選手が（他に競技から離脱させられる事由はなく）自馬の競技出場を取り止めた場合は**出場辞退**となる。

809.5.4 第1回（競技前）インスペクションに合格した後に、選手が（他に競技から離脱させられる事由はなく）競技を継続しないと判断した場合は**棄権**となる。但し、(i)当該人馬コンビネーションがスタートラインを通過する前であるか、あるいは(ii)フェイズ終了時点で、当該人馬コンビネーションがそのフェイズ

とそれ以前のフェイズを完走しており、かつ強制再インスペクションまたは獣医師の求めによる再インスペクションを含めた、各フェイズ走行後のインスペクションすべてに合格している場合とする（各インスペクションでは馬が競技継続に適しているとみなされる必要がある）。

第 810 条 競技からの離脱

810.1 （自主的あるいは他に理由があるかにかかわらず）競技から離脱した馬は全頭について、直ちに FEI 獣医師団または FEI 救護獣医師パネルのホースインスペクションを受けさせなければならないが、獣医師団長、救護獣医師団長、および外国人獣医師代表の許可を受け、当該馬をフィールド・オブ・プレイから認可診療施設に直ちに搬送する場合を除く。馬の獣医療記録はしかるべく更新される。本条項に違反した場合は、選手とトレーナーにエンデュランス・イエロー警告カードが発行され、競技から失格となり、当該馬には 60 日の競技出場停止期間が適用され、第 864 条に定めるペナルティポイントが科される。

810.2 失格あるいは何らかの理由で失権となった人馬コンビネーションは、直ちにコースから退去しなければならないが、他に可能な退避手段がない場合（これについては競技場審判団メンバー、あるいは同メンバーが対応できない場合はスチュワードの同意が必要）を除いてコース走行を続けることはできない。

第 811 条 競技前ブリーフィング

811.1 すべての CEI について、競技前ブリーフィングを行わなければならない。選手、トレーナー、チーム監督（該当する場合）、役員、獣医師全員の出席が必要である。クルーメンバーについては出席することが望ましいが、必須ではない。

811.2 選手権大会（およびこれら選手権大会のテストイベント）については、競技前ブリーフィングを英語で行わなければならない。CEI での競技前ブリーフィングについては使用言語の必須要件はない。

第 812 条 獣医療規制と治療

競技中の獣医療規制と治療に関する条項は付則 5 と FEI 獣医規程に定める。

第3章：コース/フィールド・オブ・プレイ

第813条 フィールド・オブ・プレイ

813.1 フィールド・オブ・プレイには以下に記載の場所を含めて、競技とこれに関わるインスペクションが行われるすべてのエリアが入る：

813.1.1 **コース**（ループとフェイズに分けられ、詳細は競技実施要項とコース図に示される。第814条、第815条、第817条～第820条参照）；

813.1.2 **クラーポイント**（クラーメンバーが自己的人馬コンビネーションを支援できるコース中の指定エリアであり、競技実施要項に特定される。第822条4.1参照）；

813.1.3 **VETゲート**（人馬コンビネーションがホースインスペクションと強制休養期間のため各ループ後に停止しなければならない指定エリアであり、以下のエリアを含む）：

(a) **リカバリーエリア**（各ループ終了後、ホースインスペクションのためインスペクションエリアへ入る前に馬を回復させる場所。第816条参照）；

(b) **インスペクションエリア**（各ループ終了後に馬がホースインスペクションを受けなければならないエリア。第816条3参照）；および

(c) **ホールドエリア**（馬がインスペクションエリアでホースインスペクションを受けた後に、必要とされるホールドタイムを終えるまで休息できる場所。第816条8と第816条10参照）。

813.2 **フィールド・オブ・プレイへのアクセス：**

813.2.1 フィールド・オブ・プレイへのアクセスは、本エンデュランス規程、FEI獣医規程、他に適用されたFEI諸規程、競技実施要項に定める通り、あるいは競技場審判団からのアナウンスに従って制限されることがある。

813.2.2 第816条4（インスペクションエリアについてはさらに制限がある）と

第 813 条 2.1 を遵守するものであるが、フィールド・オブ・プレイで許可されるクルーメンバーは 1 頭につき最大 4 名である。

813.3 フィールド・オブ・プレイで必要な身分証明

813.3.1 コンビネーションを組む選手と馬、および同コンビネーションを支援するクルーメンバーは、フィールド・オブ・プレイにいる間は常時、同一番号での身分証明が必要であり、この番号は遠距離でも明確に見えるものでなければならない。

813.3.2 インспекションエリアへ立ち入る者は組織委員会による公式かつ明確な身分証明が必要である（例えばビブの使用）。このような人物は、インспекションエリアでは常時、公式な身分証明を身に付けていなければならない。インспекションエリアで馬に付き添う者は、当該馬と同じ番号を身に付けていなければならない。

813.3.3 選手権大会では、チーム監督とチーム獣医師は組織委員会による明確な身分証明が必要である（例えばビブの使用）。チーム監督とチーム獣医師は、フィールド・オブ・プレイでは常時、公式な身分証明を身に付けていなければならない。

813.3.4 フィールド・オブ・プレイにて提示が必須である身分証明を身に付けていない人物は、フィールド・オブ・プレイから退去させられるとともに、何らかの追加制裁措置が科される場合がある。適切な身分証明、あるいは相応する正しい番号を身に付けていない人物が選手および／または馬をサポートした場合は、第 822 条 5 に定める禁止される援助とみなされる。

813.4 **人馬コンビネーションのクラス**：組織委員会は、フィールド・オブ・プレイでは色分けしたビブや腕章、リストバンド、リボン、あるいは指定の連続番号などを使い、はっきりと見える一貫した方法で人馬コンビネーションのクラス分けをすることができる。

813.5 **馬をはっきり見えるように維持しなければならない**：フィールド・オブ・プレイでは、馬は常時、FEI 獣医療役員、競技場審判団および／またはスチュワードからは

つきり見える状態になければならない。馬体の部位を隠したり、また観察を妨げるようなスクリーンや備品、もしくは（人垣を含む）いかなる種類のバリアの使用も認められない。観察を妨げるために馬をローリーやトレーラーに収容してはならない。本条項に違反した場合は失格となり、および／またはエンデュランス・イエロー警告カードが発行される。

813.6 **フィールド・オブ・プレイからの退去**：適切な手順（第 810 条に定めるものを含む）を踏まずに馬をフィールド・オブ・プレイから退出させた場合は、第 864 条のペナルティが適用される。

第 814 条 ループ

814.1 コース全長は幾つかのセクション（**ループ**）に分けなければならない。

814.2 ループ所要時間は、人馬コンビネーションがループのスタートラインを通過してからそのエンドラインに至るまでを計測する。ループ所要時間は、リカバリータイムあるいはインスペクションエリアでの時間を含まない。

814.3 ループ速度とは、人馬コンビネーションがループを走行した際の平均速度であり、ループ全長を人馬コンビネーションがそのループ走行に要した時間で割って求める。

814.4 ループの要件：

814.4.1 第 814 条 4 と第 818 条 3 を遵守し、組織委員会は競技における各ループの長さを決定するとともに、競技場審判団長と獣医師団長、外国人獣医師代表にループ数と各ループの長さを通知しなければならない。

814.4.2 各ループの長さは様々であってもよい（つまりループは等しい距離にする必要はない）。どのループも 20km 以上、かつ 40km 以下でなければならない。

814.4.3 競技は 1 日あるいは数日に分けて開催できるが、各競技日ともコースを 3 ループ以上に分けなければならない。

814.4.4 814 条 4.3 に準拠し、競技では各々そのコース全長に応じて少なくとも次のループ数を入れなければならない：

コース全長	最少限度のループ数
100-119km	3
120-139km	4
140-160km CEI3*	5
160km 3*選手権大会	6

814.4.5 馬が怪我をするリスクが高まるようなスピードを追求したループをデザインしたり、設営してはならない。この件についてはコースデザイナーあるいは技術代表が最終決定する。

814.4.6 コースの中でも要求度の高い部分は、ライドの早い段階に入れるべきである。

814.4.7 組織委員会はコース中に少なくとも 10km ごとに馬への給水が可能な設備を設けなければならない。

第 815 条 フェイズ

フェイズ（あるいはフェイズタイム）には人馬コンビネーションのループタイムとループ走行後の馬のリカバリータイムが含まれるが（第 816 条参照）、最終フェイズについては最終ループ走行後のリカバリータイムを含まない。

第 816 条 VET ゲート

リカバリーエリア

816.1 各ループ走行後には、馬がホースインスペクションのためインスペクションエリアへ入る前にリカバリー（心拍数を必須パラメーターまで下げることを含む）できる安全なエリアが必要である。

816.2 馬がループのエンドラインを通過してからホースインスペクションのためにインスペクションエリアへ入るラインを通過するまで、リカバリーエリアで要した時間

を「リカバリータイム」と定義する。馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合は、インスペクションエリアへ入場した際に記録された最初の時刻を破棄する。心拍数再測定のために再度馬を臨場させた場合は、当該馬が二度目にインスペクションエリアへ入るラインを通過した時に計時が再び止められ、リカバリータイムとして記録されるのはこの二度目にインスペクションエリアへのラインを通過した時点である。

インスペクションエリア

816.3 馬は各ループの走行終了後にホースインスペクションを受けなければならない。その目的のため、リカバリーエリアやホールドエリアから離れており、立ち入りを制限した安全なエリアを設けなければならない（インスペクションエリア）。

816.4 **インスペクションエリアへの立ち入り**：競技実施要項に別途制約が記載されている場合または競技場審判団が特に指定した場合はこれに従うものであるが、インスペクションエリアにおいて1頭の馬に同行できるのは2名までである。さらに選手権大会およびCEIOにおいては、自身の臨場を競技場審判団長に報告すればチーム獣医師および/または監督は競技中にインスペクションエリアへ入ることができる。インスペクションエリアに立ち入る者はいずれも、第813条3に従って、人物確認されなければならない。

816.5 **ホースインスペクション**：

816.5.1 ホースインスペクションは、心拍数の回復度、代謝機能状態、歩様、一般全身状態を基にした競技における馬の参加続行適性査定を含む。エンデュランス規程に別途記載がある場合を除き、個々のホースインスペクションにおいて同一馬に対するすべての検査は同じ獣医師が実施しなければならない。

816.5.2 馬がインスペクションエリアに入ったら、（スチュワードの指示に従って）担当する獣医師がいるレーンに、遅滞なく連れて行かなければならない。インスペクションエリアにおける適正な態度は常に守られなければならない（付則5のパラグラフ10参照）

816.5.3 次のループへ向かうため VET ゲートを出る前に馬の再インスペクションが必要な場合もある（付則5のパラグラフ8参照）。

816.6 **心拍数測定**：ホースインスペクションの一環として行われる最初の評価は、心拍数測定である。心拍数測定の手順詳細は付則 5 のパラグラフ 9.3 に定める。

816.6.1 (スターレベルにかかわらず) すべての競技会において、次の心拍数を超えない状態で心拍数測定に馬を臨場させなければならない：

(a) 各ループ（最終ループを除く）のエンドライン通過後 15 分以内に心拍数 64 /分 (bpm) ; および

(b) 最終ループのエンドライン通過後 20 分以内に心拍数 64 (bpm)。

816.6.2 第 816 条 6.1 における臨場までの制限時間は人馬コンビネーションがループのエンドライン通過時点で計時を開始し、ホースインスペクションへ向かうために馬がインスペクションエリアへのラインを通過した時点で止める（心拍数の再インスペクションが必要となった場合は、最初の心拍数インスペクションで不合格となった時点から、臨場までの制限時間が継続カウントされる）。人馬コンビネーションがインスペクションエリアに到着した時に、ホースインスペクション担当獣医師が複数の馬に対応している場合は、インスペクションを待つ間、当該人馬コンビネーションの臨場までの時間計測は停止される。

816.6.3 ループのエンドライン通過前に馬が当該競技から除外された場合は、第 810 条に従って当該馬を直ちにホースインスペクションへ臨場させなければならない。この状況下でも同じ最大心拍数値を適用する。

816.6.4 第 816 条 6.6 の条項には制約されるが、馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合は、許可された臨場時間内である場合に限り、心拍数の再インスペクションに臨場させることができる。馬が 2 回目の臨場でも合格できなかった場合は失権となる（付則 5 のパラグラフ 9.3(f)(iv)に示す確認手順に従う）。3 回目の臨場は認められない。

816.6.5 コース中間を過ぎたところの最初の VET ゲートにて、あるいは第 3VET ゲートにて（いずれか早い方）、そしてその後の各 VET ゲートにて、インスペクションエリアへの最初の臨場で心拍数が 68bpm を超えていた馬は、心拍数再インス

ペクションと強制再インスペクションに合格しなければ、次のループへ出場することが認められない。

816.6.6 最終ホースインスペクションでは、馬を1回のみ臨場させることができる。検査臨場時に最大心拍数値以内におさまっていない馬は失権となる（付則5のパラグラフ 9.3(f)(iv)に示す確認手順に従う）。

816.6.7 馬をインスペクションエリアへ臨場させる時間制限を遵守できなかった場合は失格となる。この場合でも当該馬をホースインスペクションに臨場させなければならず、失格に加えて獣医学的（あるいはその他の）理由による失権も適用されることがある。

816.7 **代謝機能、歩様およびその他の検査**：心拍検査後、馬は速やかにホースインスペクションにおける他の項目の検査（速歩での歩様検査を含む）をすべて受けなければならず、それらの検査は心拍検査と同じ獣医師が行う。これら検査についての詳細は付則5のパラグラフ 9に規定されている。

816.8 **ホールドタイム**：各ループ（最終ループを除く）後には馬に強制的な休止時間（**ホールドタイム**）を与えなければならず、これはリカバリータイム終了時点（第816条2参照）で開始され、一定期間継続する。ホールドタイムは次の要件に従う：

816.8.1 各 VET ゲート（フィニッシュ後の最終 VET ゲートを除く）では、走行を終えたループの距離 1km につき少なくとも 1 分のホールドタイムを馬に与えなければならない。（例えば 35km ループ終了後は少なくとも 35 分のホールドタイムが必要である。）

816.8.2 CEI3*と選手権大会では、50 分以上のホールドタイムを少なくとも 1 回は入れなければならない。その他の競技会では、40 分以上のホールドタイムを少なくとも 1 回は入れなければならない。

816.8.3 ワンデイ競技会での 1 回の最長ホールドタイムは 60 分とする。

816.8.4 強制再インスペクションが必要な場合はホールドタイムを少なくとも40分間とし、そのホールドタイム終了前の15分間に馬を再インスペクションへ臨場させることが求められる。

816.8.5 ホールドタイムについては、競技場審判団長および獣医師団長、外国人獣医師代表の意見を聞く必要がある。

816.9 馬および／または選手のウェルフェアを守るための心拍数値、プレゼンテーションタイムおよび／またはホールドタイムへの修正：

816.9.1 競技実施要項にて、第 816 条 6 に記載の最大値よりも低い最大心拍数および短いプレゼンテーションタイムを定める場合がある。

816.9.2 馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、競技場審判団長は（獣医師団長、外国人獣医師代表、競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議して、その助言を基に）競技会前または競技会期間中に、次の措置を講じることができる：

- (a) 最大心拍数基準値の引き下げ；
- (b) VET ゲートにおけるプレゼンテーションタイムの短縮；および／または
- (c) ホールドタイムの延長。

上述の基準値の変更は、当該ループのスタート前にすべての選手および／または監督に伝えられなければならない。

816.9.3 競技全体を通じて、競技場審判団長、獣医師団、外国人獣医師代表、競技場審判団メンバーおよび技術代表は、競技状況（異常な気象状況またはその他特異な環境を含む）および各インスペクションにおける不合格馬の頭数を監視しなければならない。馬を守るために基準値に変更を加えることは、彼らの責任である。

816.9.4 上記に従って基準値を引き下げ／短縮する場合は、本エンデュランス規程に則った上限値を参考に変更値を提示する。

ホールドエリア

816.10 ホースインスペクション後に、所定のホールドタイム終了まで、馬が休める

安全なエリアを設けなければならない（ホールドエリアとする）。ホールドエリアとリカバリーエリアは同一でも、また離して設定してもよい。

第 817 条 コースプラン

817.1 **コースデザインの完成**：競技コースは競技開始の遅くとも 7 日前までには正式に確定させ、技術代表の承認を受けてから競技場審判団へ渡さなければならない。

817.2 **プラン、マップおよび GPS**：コースが最終確定したならば、遅くとも競技前ブリーフィングまでに各選手が次の資料を入手できるよう準備しなければならない：

817.2.1 各ループのスタート/エンドライン、クルーイングが許可される地点と給水ポイント、VET ゲート、ハザード地点を含むコース経路を示した図（あるいはマップ）（選手権大会の場合は組織委員会がこのような図のコピーを各選手に提供しなければならない）；そして

817.2.2 少なくとも 1:50,000 縮尺のマップあるいは GPS 装置。

817.3 **コースの修正**：コースが正式に確定した後は、いかなる変更も技術代表と競技場審判団長の承認を得ずに行うことはできない。組織委員会はこのような変更を選手および/または（該当する場合は）チーム監督へ可能な限り迅速に通知しなければならない。

第 818 条 コースデザイン、地形および安全性

818.1 組織委員会とコースデザイナー（選任されている場合）は、技術代表と協議を行い、馬のウェルフェアを損なうことなく人馬コンビネーションのスタミナと騎乗技術を試すような技術的難度のある野外コース（地形や天候条件が許す範囲内で）設営を支援するものとする。

818.2 コースにはフットイングや地形、標高、進路方向などに関連して技術的に難度の高い要素を含めるべきである。そのためにはコースに路面や溝、急勾配の上り坂、下り坂、水濠など自然な地形あるいは人工的な地形を含めるべきである。技術的に難度の高い箇所は、できる限り自然な状態で残さなければならないが、競技中を通

して一定の状態を確実に保つために必要であれば補強を施さなければならない。

818.3 コースの地形については以下の制約を遵守しなければならない：

818.3.1 コース上の地形は選手の安全と馬のウェルフェアのために必要な場合に限り、修正することができる。コースの少なくとも25%は修正を加えていない地形のままとしなければならない。

818.3.2 コース全長の10%までは舗装道路であってもよい。

818.3.3 地形タイプや標高差は競技実施要項に明記しなければならない。

818.4 最終ループのフィニッシュラインは、複数の馬が互いに邪魔することなく安全にゴールできるよう十分な長さや幅がなくならず、また人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過してから安全に停止できるよう十分なランアウトを設けなければならない。フィニッシュラインはできるだけVETゲート近くに設置する必要がある。

818.5 適用される速度制限、そして悪条件やトレイルの安全性の影響は受けるものの、競技は選手自身のペースで競えるように設定される：

818.5.1 悪条件、あるいは極度の天候状態など他の要因が発生して、人馬コンビネーションの安全なコース走行が危ぶまれる場合には、競技場審判団長と獣医師団長が組織委員会と外国人獣医師代表と協議のうえ、強制休止を求めるか、あるいはループ/フェイズの最長時間および/またはVETゲートの閉鎖時刻を設定し、人馬コンビネーションが余りにも他のコンビネーションから離れることのないよう配慮するとともに、馬と選手の安全とウェルフェアを確保する。

818.5.2 特定のコース状況や1日のうちのどの時間帯であるかにも左右されるが、トレイルの安全性に関わる状況については、組織委員会が技術代表と協議のうえ、強制休止を求めるか、あるいは馬の歩法制限および/または速度制限を適用する箇所をコースに設けることがある。

第819条 コースの標識設置

819.1 コース上の標識は、選手がコースの道順を迷わず走行できるよう明確であって見やすくなければならない。特に距離標識は10kmごとに設置しなければならず、各ループの開始と終了地点は明瞭かつ目立つもので標記しなければならぬ。標識としては旗やリボン、方向指示板、石灰、ペンキなどが使用できる。

819.2 組織委員会がコース中に近道があることを認識した場合は、スチュワード1名をその地点に配置して、人馬コンビネーションが近道をとらないよう監視させなければならない。

819.3 コース標識の遵守は必須であり、これを怠った場合は失格となる。

第820条 コースの順番

820.1 人馬コンビネーションはコースプラン/マップに記された通り、正しい順序と方向に全コースを走行しなければならない。第820条2の条項はあるが、人馬コンビネーションがこれを怠った場合は失格となる。

820.2 人馬コンビネーションが経路違反をした場合、競技場審判団は（実施可能とみなした場合は）当該コンビネーションに逸脱地点に戻って経路違反を修正することを認めることがある。人馬コンビネーションがこれを怠った場合は失格となる。しかしコース逸脱の修正が不可能、および/または馬のために最善な方法とならないと競技場審判団が判断した場合は代替ルートを設定することがある。この代替ルートは正規コースと同じタイプの地形で同一距離を走るものであり、同じループ内に設けられるため、人馬コンビネーションは各VETゲートを正しい順番で制限時間内に通過できるものである。この場合、その人馬コンビネーションは完走証明書を受領することはできるが、「ゴールしたが順位対象外」となる。この選手と馬はベストコンディション賞の対象にはならず、その走行は個人順位や団体順位にカウントされない。

第821条 競技会の延期/中止

821.1 FEI一般規程に定める通り、競技会は延期および/または中止される場合がある。組織委員会には、競技会開始を遅らせたり（30時間まで）、日程を変更および/または競技会を中止して会場からの避難が必要となる可能性を想定しておくことを推

奨する。CEIOと選手権大会の場合については、組織委員会が競技実施要項にその可能性を言及しておくべきである。

821.2 競技会の延期および／または中止の決定は、選手および／または（該当する場合は）チーム監督、組織委員会、計時チーム、競技会役員全員へ可能な限り迅速に通知しなければならず、いかなる場合でも競技開始前かあるいは（競技がすでに始まっている場合は）次のループ前とする。

第822条 コース中の援助とフェアプレイ

822.1 選手はコース内で自分の馬を引いたり、馬の後ろから進むことはできるが、毎日のスタートラインとその日の最終ループエンドラインは騎乗して通過しなければならない。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

822.2 いったん人馬コンビネーションがスタートを切った後は、コース内で選手以外の者が引き馬したりその馬に騎乗することはできない。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

822.3 人馬コンビネーションが、これを追い越そうとする人馬を意図的に妨害した場合は失格となる。これは順位争いのための競りあいを防げるものではなく、その意図するところは、（例えば）走行速度が非常に遅かったり、装具トラブルに見舞われて他の選手とコース内でかち合ったり、追い越されるような状況に適用するものである。

822.4 許可される援助：

822.4.1 競技実施要項には、競技中に人馬コンビネーションへどのような援助（クルーイング）が認められるか、特にそのような援助がコース中とVETゲートのどこで許可されるかを詳細に記載しなければならない。コースの中でクルーイングが認められる指定エリアを「**クルーポイント**」と呼ぶ。

822.4.2 クルーポイントの間隔は5km以上とする。指定クルーポイント以外でのクルーイングは禁止であり、失格となる。しかし：

(a) 気候や状況に応じて自馬を管理するのは選手の責任であり、ウェルフェア保

護の観点から馬に緊急援助が必要となった場合は、自馬を止めて援助を受けなければならない。これを怠った場合、あるいは自馬がそのような援助を受けるのを妨げた場合は馬への虐待行為とみなされ得る。本条項を悪用して不公平な便宜を得た場合は失格となる。緊急援助を受けた馬は獣医療上（あるいはその他）の理由による「失権」と判定される。

(b) 選手が落馬したり、他の理由で馬体から離れた場合、あるいは落鉄した場合、人馬コンビネーションはいつでも援助を受けられる。当該選手は下馬した地点あるいはコースから逸脱した地点、もしくは介入を要した地点で再騎乗し／またはループ走行を続行しなければならない。

822.4.3 またコース中には少なくとも10kmごとに馬への給水指定エリアも設けられる（第814条4.7参照）。

822.5 **禁止される援助**：以下の援助を受けたり提供した選手あるいはトレーナーは、エンデュランス・イエロー警告カードを受け取ることとなり、第822条5.5、第822条5.6および／または第822条5.7の違反では失格ともなる：

822.5.1 コースのいかなる場所であれ、歩行者あるいは自転車や車両に乗った人物に追隨、先行または併走してもらうこと；

822.5.2 コースに隣接したアクセストラックで、車両により追隨、先行、あるいは併走してもらうこと；

822.5.3 インспекションエリアでの速歩検査で馬を追うこと（ただし馬に速歩をさせる人物は限定的に声で追うことはできる）；

822.5.4 ワイヤーフエンスを切断すること、コース内にある囲いに一部手を加えて走行しやすくすること、木を伐採したり障害物を排除すること、もしくはコースのテクニカル要素を変えてしまうこと；

822.5.5 コースのいかなる場所であれ、援助のために指定された場所以外で援助を提供したり、あるいは受けること；

822.5.6 いかなる方法であれ、コース内にいる人物（選手以外）が馬を追うこと；あるいは

822.5.7 依頼したか否かにかかわらず、選手あるいはその馬に便宜を図る目的で行われた、支援許可を受けていない人物による介入を受け入れること。

第823条 服装規定

823.1 競技会において馬に騎乗する者は以下を着用しなければならない：

823.1.1 乗馬規格／エンデュランス規格のもので確実に締められる保護用ヘッドギア；および

823.1.2 なめらかな靴底と12mm以上の踵がある安全な騎乗靴、あるいはケージ付き／ボックス型の鎧、もしくは馬術用セイフティ鎧。

823.2 すべての競技会において、参加者（本第823条に網羅されている人物を含む）はエンデュランス競技のイメージを損なわない適切な清潔感のある服装を着用しなければならない。さらに：

823.2.1 フィールド・オブ・プレイにおいて、また第1回（競技前）インスペクション、開会式、閉会式、ベストコンディション賞授与式、表彰式にて、選手はしかるべきチームまたは個人選手の騎乗服（シャツあるいは襟付きのポロシャツを含む）を着用しなければならない。

823.2.2 フィールド・オブ・プレイにおいて、また第1回（競技前）インスペクション、開会式、閉会式、ベストコンディション賞授与式、表彰式にて、チーム役員とクルーメンバーはしかるべきチームまたは個人チームの服装を着用しなければならない。

823.2.3 FEI役員は「フィールド・オブ・プレイ」においてはもとより、競技会中

は任務遂行において常にしかるべき作業用の服装（短パンやサンダルは不可）を着用しなければならない。第1回（競技前）インスペクション、開会式、閉会式、ベストコンディション賞授与式、表彰式にてFEI役員はジャケット（天候を考慮して適切と思われれば）とネクタイ（男性のみ）の着用が必要である。

823.2.4 インスペクションエリアにおいて、あるいは開会式、閉会式、ベストコンディション賞授与式および／または表彰式では短パンの着用は認められない。安全上の理由からサンダルの着用は「フィールド・オブ・プレイ」のいかなる場所でも許可されない。

823.3 許可される服装への商標表示／広告については、FEI一般規程に定める。

823.4 競技場審判団長および／またはチーフスチュワードは、服装規定に違反している人物に対して着替えるよう求める場合があり、（この人物がこれに従わない場合は）「フィールド・オブ・プレイ」からの退去を求める（あるいは退去させる）ことがある。

第824条 染料とスキนครリーム

獣医師によるインスペクションおよび馬の個体識別の妨げとなるため、「フィールド・オブ・プレイ」では常に染料（ヘナを含む）を馬に使用することはできない。保護クリームや他の外用スキนครリームは馬に使用できるが、ホースインスペクション前にこれを拭き取り、あるいは「フィールド・オブ・プレイ」のいかなる場所でも獣医師や役員の求めがあれば拭き取ることを条件とする。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

第825条 馬具と用具

825.1 **馬具の状態**：馬に痛みを生じさせたり怪我を負わせるリスクを避けるため、馬具は安全な状態であって馬に正しく適合していなければならない。馬体に合わない馬具／用具については役員が取り外しを要請するか、改めるよう求めることがある。馬に痛みや怪我を生じる恐れのある（あるいは生じる）不適合な用具の使用は、馬への虐待行為とみなされることがある（FEI獣医規程も参照のこと）。

825.2 **許可された馬具**：FEIは使用が認められる馬具について詳細な規定を出すことがある。前述の内容および第825条1を遵守することを前提として、フィールド・オブ・プレイでは次の馬具の使用が必要であり、あるいは（下記の仕様で）許可される：

825.2.1 コース中は正しく適合した頭絡と鞍が必須である。

825.2.2 ギャグと「銜のない頭絡」が許可される。

825.2.3 マルタンガールは許可されるが、馬の頭の自由な動きを過度に制限しないことを条件とする。

825.2.4 手綱は銜に取り付けるか、あるいは（銜なし頭絡の場合は）直接頭絡に取り付けなければならない。

825.2.5 銜のシャンク（銜枝）はいかなるものも8cmを超えてはならない。

825.2.6 革製あるいはプラスチック製の鼻革が認められる。皮膚に炎症を生じる恐れがある（あるいは生じる）ほどに鼻革をきつく締めてはならない。鼻の正面で鼻革に少なくとも2本の指が入るほどに調整しなければならない。

825.2.7 チークピース（頭絡のチークピースに取り付けるもので、2枚の細長いシースキンやこれに類する素材で作られたもの）は許可される。図については付則8参照。

825.2.8 競技実施要項に別段の記載がない限り、ブリンカーとバイザー（ブリンカーに類似する物だが、片方または両方の覆い部分に穴が開いており、側方または後方の視界を制限している）は許可されるが、前方の視界が何の障害もなく全面的に確保されていることを条件とする。ホースインスペクションではこれらを取り外さなければならない。許可されるもの／禁止されるもののバリエーションを示す図については、付則8を参照のこと。

825.2.9 フライマスクは、現地の状況を考慮して競技場審判団が特別許可した場合にのみ認められるが、(i)馬の視野や聴力を過度に妨げず、(ii)馬を虫から保護する以外の目的に使用するのではなく、(iii)ホースインスペクションでは外すことを条件とする。

825.2.10 馬用ブーツおよびパッドの装着は認められる。

825.2.11 馬を適切に制御でき、他の人物や馬に安全上のリスクをもたらさない場合に限り、ヘッドカラーが許可される。その他の場合は（そして多くの場合は）頭絡を使用しなければならない。

825.3 禁止される馬具／用具：フィールド・オブ・プレイおよびトレーニングエリアでは以下の物の使用が常時禁止される：

825.3.1 ドロー（ランニング）レーン／フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限しかねない手綱；

825.3.2 ハンドルなど手綱の付属物；

825.3.3 金属チェーンの鼻革；

825.3.4 鞭（鞭として使用されるその他の物を含む）；

825.3.5 拍車；

825.3.6 第825条2.9に定めるフライマスクを除いて、馬の耳に詰めたり耳を覆う物（例えば耳栓もしくはこれに類するもの、イヤーボンネット／フック）；および

825.3.7 第825条2.8と第825条2.9の条項は適用されるが、アイカバーやアイシールド（ブリンカーに類似するが、目の穴の部分で目がメッシュか他の透明な素材で覆われているか、もしくは不透明なカバーで覆われている）を含めて、馬の目を覆ったり馬の視界を妨げる物。図については付則8を参照。

825.4 安全装具：競技実施要項にて、反射材など特定の安全装具の使用が求められることがある。

825.5 **携帯電話とGPS**：携帯電話とGPS機器の使用は認められる。その他の通信機器についてはすべて競技前に競技場審判団の承認が必要である。

825.6 **遵守を怠った場合**：役員はいつでもフィールド・オブ・プレイにて人馬コンビネーションの馬具／装具を点検できる。第1回（競技前）インスペクション時に、あるいはその前に人馬コンビネーションの馬具／用具が第825条2（許可される馬具）および／または第825条3（禁止される馬具）に違反していると役員が判断した場合は、その馬具／用具を改めるか、取り外すよう当該役員が求めることがある。この役員の指示に従わなかった場合は失格となる。この判断が第1回（競技前）インスペクションの後にくだされた場合は、当該コンビネーションの失格となる。

第4章：出場資格

第826条 選手とトレーナーの最低年齢要件

826.1 14歳となる年の1月1日から選手としてエンデュランス競技会に出場できる。

826.2 馬のトレーナーとしてFEI登録するには18歳以上でなければならない。

第827条 馬の最低年齢要件

827.1 馬の最低年齢要件は以下の通りとする：

競技会レベル	最低年齢要件
ノービス	5歳
CEI1*	6歳
CEI2*	7歳
CEI3*	8歳
CEIOと選手権大会（ヤングホース選手権大会以外、第827条2参照）	選手権大会と同じスターレベルのCEIに適用される最低年齢要件よりも1歳以上年齢が高くなければならない。 （例えば2*選手権大会に出場するには、馬は8歳以上でなければならない。）

827.2 ヤングホース選手権大会に出場するには馬は8歳になっていなければならない

(疑念を避けるために記すと、8歳は必須年齢であって最低年齢ではない)。

827.3 馬は生まれた年の1月1日を誕生日とみなす。

827.4 馬の年齢は出場資格を問われている競技会開催日時点の年齢とし、パスポートに記載された信頼できる登録あるいは獣医師の記述見解のいずれかにより確認しなければならない。

第828条 登録

828.1 FEI一般規程に従い、競技に参加するにはいずれの選手、馬、トレーナーもFEI登録しなければならない、適用される登録料をFEIへ支払わなければならない。

828.2 エンデュランス馬をFEI登録する場合は、当該馬のトレーナー氏名も登録して登録料を支払わなければならない(ただし登録したトレーナーが登録選手でもある場合は、追加のトレーナー登録料は課されない)。

828.3 馬のトレーナーに何らかの変更があった場合は遅延なくFEIへ通知しなければならない。馬の登録トレーナーが変更となった場合は、その変更をFEIへ通知した日付から30日間、当該馬はいかなる競技にも出場できない。

第829条 妊娠馬

明らかに妊娠後期、すなわち妊娠120日を超える牝馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、いかなる競技会にも参加申込(あるいは出場)できない。

第5章：FEI競技会への出場資格認定と出場

第830条 概説

ホースマンシップを奨励し、馬のウェルフェアを保護するため、異なるスターレベルでのFEI競技会に出場するための資格認定システムは、競技での完走に基づくものとし(またこれに報いるものとし)、選手と馬各々について追跡記録される。同様に失権および/または失格が繰り返された場合、特にこれが平均速度の高いコース走行と併せて判定された場合は、当該選手に速度を落としてコースを安全に走行することを学ばせるため、

減点するものである（第837条参照）。

第831条 完走

競技の「完走」とは、人馬コンビネーションが適用されたコース要件（走行制限時間内での走行、近道をすることなく正しい順番での走行、禁止される援助を受けていないことなど）に従ってコースのフェイズすべての走行を終え、すべてのホースインスペクションに合格し、最低負担重量要件と適用された速度制限を遵守し、出場辞退や棄権することなく、また「失権」とみなされず、競技中あるいは競技後に失格となることもなく、規定の競技出場停止期間を遵守したことを意味する。

第832条 ノービス出場資格認定

832.1 第832条4の条項は適用されるが、CEIスターレベル出場資格認定プロセスを進むためには、いずれの馬と選手もノービス出場資格認定に合格しなければならない。

832.2 ノービス出場資格認定は各NFが運営しなければならない。NFが選手あるいは馬を初めてFEI参加申込するには、先ずFEIオンラインでノービス出場資格認定書式に入力しなければならない。

832.3 **ノービス出場資格認定手順：**（コンビネーションである必要はないが）馬と選手は（1日で）走行距離40～79kmのノービスライドを2回と、走行距離80～100kmのノービスライド2回を時速16km（第838条2に従って計算）以下で完走しなければならない。この指定された走行距離80～100kmのライドは、(i)1日競技会を2回完走するか、あるいは(ii)1日競技会1回と複数日にわたる競技会1回の完走でもよい（複数日にわたる競技会については、1日40～50kmの距離を同一競技で2日間続けて完走しなければならない）。出場資格認定ノービスライドは、すべて2年以内に完走しなければならない。

832.4 ノービス出場資格認定要件の免除：

832.4.1 選手あるいは馬が第832条4.2（馬）または第832条4.3（選手）を満たしている場合、NFはノービス出場資格認定の免除をFEIに要請できる。

832.4.2 (i)要請の時点で馬が8歳以上であり、また(ii)要請前の3年間に距離80km以上の競技で累計480km以上を完走(8歳以上の年齢で少なくとも1回の完走を含む)している馬は、ノービス出場資格認定の免除を受けられる。

832.4.3 要請前の3年間に距離80km以上の競技で累計480km以上を完走している選手は、ノービス出場資格認定の免除を受けられる。

第833条 CEI出場資格認定

833.1 選手あるいは馬のCEIスター出場資格レベルは、FEI記録とデータベースに基づいて決定され、各NFの証明を受けなければならない。

833.2 選手あるいは馬はいったんCEIスターレベルの出場資格認定を受けると、そのスターレベルの選手/馬(適用される場合)として呼称される。

833.3 CEIスターレベルへの出場資格認定手順は以下の通りとする：

833.3.1 **CEI1***：選手と馬は、すべてのノービス出場資格認定をいったん完了すれば、CEI1*レベルに出場できるが、最初のノービスライド完走から(選手は)6ヶ月以降、(馬は)1年以降とする。選手と馬はCEI1*レベル認定を受けてから2年以内にCEI1*を完走しなければならない。完走できなかった場合はCEI1*出場資格を失い、ノービス出場資格認定を更新して、再度CEI1*レベルの出場資格認定を受けなければならない。

833.3.2 **CEI2***：選手と馬は、2年間のうちに続けて3回のCEI1*にて2回完走すれば、CEI2*レベルでの出場資格を認定される。

833.3.3 **CEI3***：選手と馬はコンビネーションでの出場資格認定を受けて初めてCEI3*レベルに出場できる。そのためには、(i)続けて3回のCEI2*のうち2回、そして(ii)コンビネーションでCEI2*を1回を(エリートステータス選手の場合を除く、第861条参照)、すべて2年以内に完走しなければならない。(コンビネーションでのライドは、資格認定ライド2回の完走のうちの1回、あるいは別個の3回目のライドでもよい。)

第834条 出場資格認定後のCEI競技会参加

834.1 CEI1*レベルとCEI2*レベルへの出場資格認定を受けたのちは、これらのレベルでの競技出場にさらなる必要条件はない。

834.2 選手と馬が両者ともそれぞれCEI3*レベルの出場資格認定を受けているものの、他者とのコンビネーション（すなわち別のパートナーと）である場合は、コンビネーションでCEI2*を1回完走しなければ、コンビネーションでCEI3*へは出場できない。（詳細は第833条3.3；エリートステータス選手の場合は、このコンビネーション条件を免除される。）

第835条 CEIスターレベル出場資格の有効期間

835.1 獲得した各CEIスターレベル出場資格の有効期限は次の通り：

835.1.1 選手については5年間；そして

835.1.2 馬については2年間。

835.2 有効期限は出場資格認定を受けた日あるいは更新された日に始まり、（第833条3.1の適用はあるが）適用期間の最終日GMT深夜に失効する。

835.3 選手あるいは馬が各々の出場資格レベルの競技を完走するたびに、選手／馬の現行レベルでの出場資格が第835条1に定める期間、FEIにより自動的に更新される。

835.4 選手あるいは馬が、第835条1に定める期間中に出場資格を得ているレベルの競技を完走できなかった場合、当該選手／馬は自動的に1レベル降格する。

835.5 選手あるいは馬が第835条1に定める期間中に出場資格を更新できなかった場合（そして1レベル降格した場合）、当該選手あるいは馬は、下のレベルで競技を1回完走しなければ失効した出場資格を再取得することはできない。

835.6 選手あるいは馬の各々が出場資格認定を受けていたレベルより1段階下のレ

レベルで競技を完走するたびに、当該選手／馬の1段階下のレベルでの出場資格は第835条1に定める期間、自動更新される。

第836条 選手権大会

836.1 選手権大会への上場資格を得るには、馬と選手は以下が必要となる：

836.1.1 ノービスとCEIスター出場資格認定プロセスを経て、該当する選手権大会のスターレベルを含むレベルまで認定されること（例えば2*選手権大会であれば、選手と馬はそれぞれCEI2*レベルの出場資格を認定されなければならない）；そして

836.1.2 次の一覧に指定する回数のCEI（あるいは同スターレベルのCEIO）を追加で完走すること。これら追加のライドのうち：

(a)（一覧に指定する通り）1回あるいは2回のライドは該当する選手と馬がコンビネーションで出場していること；そして

(b)そのライド（あるいは2回のライドのうちいずれか）は、(i)選手権大会と同じ（あるいはそれ以上の）距離の1日競技会であり、(ii)当該選手権大会のノミネートエントリー締切前であつ2年以内、あるいは選手権大会開催の60日前（いずれか早い方）であること。

<u>選手権大会</u>	<u>追加で完走しなければならないCEIとコンビネーション要件</u>
<u>1*選手権大会</u>	<u>続けて3回のCEI1*あるいはそれ以上の競技会のうち2回で、1回はコンビネーションにて</u>
<u>2*ヤングホース選手権大会</u>	<u>CEI2*1回をコンビネーションで</u>
<u>2*ヤングライダー／ジュニア選手権大会</u>	<u>CEI2*あるいはそれ以上を2回で、2回ともコンビネーションで</u>
<u>2*シニア選手権大会</u>	<u>CEI2*あるいはそれ以上を2回で、2回ともコンビネーションで</u>
<u>3*シニア選手権大会</u>	<u>CEI3*を2回で、1回はコンビネーションで</u>

第837条 20kmを超える平均時速にて失権（FTQ）および／または失格（DSQ）を繰り返した場合のペナルティ

837.1 （どのコンビネーションであるかに関わらず）選手あるいは馬が、継続する1年間に多くの競技にて失権（FTQ）あるいは失格（DSQ）となり、各々の競技コースで選手あるいは馬の平均速度が時速20kmを超えていた場合は、次の一覧に示すペナルティ（および速度制限の解除条件）を当該選手と馬に適用する：

<u>継続する1年間で20kmを超える平均時速でのFTQおよび／またはDSQ回数</u>	<u>ペナルティ</u>	<u>速度制限の解除条件</u>
<u>2回（ただし連続した競技にて）</u>	<u>その後の競技では時速18km以下の速度制限</u>	<u>速度制限が適用されている中で（いずれかのCEIスターレベル）競技を1回完走</u>
<u>3回</u>	<u>その後の競技では時速18km以下の速度制限</u>	<u>速度制限が適用されている中で（いずれかのCEIスターレベル）競技を2回完走</u>
<u>4回</u>	<u>出場資格が1レベル降格となり（次のCEIスターレベルへの資格認定要件をすべて新たに満たす必要がある）、その後の競技では時速18km以下の速度制限が適用される</u>	<u>速度制限が適用されている中で、選手／馬が降格した出場資格レベルにて競技を2回完走</u>
<u>5回</u>	<u>国内レベルに降格（再びCEIスター出場資格レベルを進むには、すべてのノービス出場資格を達成しなければならない）</u>	<u>条件なし</u>

837.2 コースでの平均速度と速度制限は第838条に定める通りに計算する。

837.3 選手あるいは馬が該当する速度制限の解除条件を満たすか、または上記一覧に示す通り5回のFTQ/DSQ判定で国内レベルに降格した場合、当該選手/馬のFTQ/DSQ回数は、第837条の目的に鑑みて0にリセットされる。

第838条 平均速度の計算と速度制限

838.1 コースにおけるコンビネーションの平均速度とは（第837条1と第839条2.1の条項に加えて、時速20kmを超えていたかの判断目的を含む）、完走したすべてのループ（「失権」となったループも含む）での平均速度である。ループを完走していない場合、その部分的なループ走行の速度は平均に勘案しない。馬が最初のループを完走していない場合は、平均速度を記録しない。

838.2 時速16km（第832条3）あるいは時速18km（第837条1）の速度制限を遵守するには、各ループで人馬コンビネーションの平均速度が適用の速度制限を超えていてはならない。速度制限が適用されているループすべてを併せて算出した平均速度をコンビネーションが維持するのでは不十分である。どのループであってもコンビネーションの平均速度が速度制限を超えていた場合には、当該コンビネーションは失権-速度（FTQ-SP）となる。このようなループ走行後のホースインスペクションで馬が不合格となった場合は、獣医学的理由による他の失権コード（付則3参照）も適用して当該コンビネーションの成績が決定される。

第839条 競技出場停止期間

839.1 標準的なMOOCP：

国内競技会あるいはFEI競技会に1回出場したのち、馬は以下の競技出場停止期間を経なければ国内競技会あるいはFEI競技会に出場できない：

<u>完走距離</u>	<u>競技出場停止期間</u>
<u>スタートライン通過から54kmまで</u>	<u>5日</u>
<u>54kmを超えて106kmまで</u>	<u>12日</u>
<u>106kmを超えて126kmまで</u>	<u>19日</u>
<u>126kmを超えて146kmまで</u>	<u>26日</u>

146kmを超える距離	33日
-------------	-----

839.2 追加のMOOCP :

839.2.1 FEI競技会あるいは国内競技会で次のような状況が発生した場合は、第839条1に定める期間に加えて、次の競技出場停止期間とその他のペナルティが適用される（下記の状況が2つ以上ある場合は、追加の競技出場停止期間が累積される）：

事例	追加の競技出場停止期間とその他のペナルティ
コースで完走したループの平均時速が20km（第838条に準拠して算出）を超えている馬	7日
1年間に2回目のFTQ-ME（失権-代謝異常）	14日
1年間に3回目（あるいは続けて）のFTQ-ME（失権-代謝異常）	60日（第839条2.3による延長もある）
1年間に3回目（あるいは続けて）のFTQ-GA（失権-異常歩様）	a)180日間の競技出場停止期間；および b)馬は次のFEI競技会あるいは国内競技会出場前に指定の獣医検査プロトコルを経なければならない（この獣医検査用のプロトコルは付則7に定める）。
重篤な怪我（筋骨格）	180日間（第839条2.3による延長もある）
重篤な怪我（代謝障害）	60日間（第839条2.3による延長もある）
第840条2に従って馬の管理責任者が指定の／承認された救急センターからの獣医レポートコピーをFEI獣医部へ提出し損ねた場合	180日間（そして馬は獣医レポートの提出があるまで競技への出場が認められない）

839.2.2 競技終了時点で、治療を受けた馬の様子を個々に確認し、それらの馬

に(i)第839.2.1条に定める追加の競技出場停止期間（MOOCP）を課す必要がある場合、または(ii)追加の競技出場停止期間（MOOCP）は必要ないが許可された治療を受ける必要があると特定するのは獣医師団長、救護獣医師団長および外国人獣医師代表の責務である。

839.2.3 重篤な怪我による競技出場停止期間あるいはFTQ-MEを繰り返した場合の競技出場停止期間は、指定の救急センターあるいは他の承認された診療所の診断に基づき、FEI獣医部の判断でさらに延長される場合がある（第840条参照）。

839.3. MOOCP期間中のペナルティ：

839.3.1 第839条1にて標準的な競技出場停止期間は、該当するライドが終了（ライドの終了は走行制限時間（カットオフタイム）で決定する）した翌日のGMT00:01に始まり、競技出場停止期間最終日のGMT深夜に終了する。第839条2の追加競技出場停止期間は、標準的な競技出場停止期間が終了する翌日のGMT00:01に始まり、追加競技出場停止期間の最終日のGMT深夜に終了する。いかなる場合でも、当該馬が出場する次の競技（国内あるいは国際）のライド開始公表時刻は、適用された競技出場停止期間の終了後でなければならない。

839.3.2 FEI登録馬は競技出場停止期間中、いかなる国内競技会あるいはFEI競技会にも出場することはできない。この条項に違反した場合は、第864条に定めるペナルティを受ける。

839.3.3 競技出場停止期間中の馬が国内競技会あるいはFEI競技会に出場した場合、当該馬に騎乗した選手（およびその馬のトレーナーがいる場合はトレーナー）はFEI本部から公式通知を受ける。第864条に定めるペナルティポイントと資格停止処分は、FEI通知の日付で発効する。その国内競技会あるいはFEI競技会（およびその後、通知の日付までに出場した国内競技会／FEI競技会）における当該馬（およびその馬に騎乗した選手）が獲得した成績は失格となる。

第840条 獣医療救急センターと必要な報告

840.1 獣医師団長、救護獣医師団長および外国人獣医師代表は、競技期間を超えて

さらなる検査や継続治療が必要と判断した場合、当該馬を（その裁量にて、指定／承認を受けた）救急センターへ搬送する。

840.2 馬が救急センターへ搬送された場合は、馬が同センターから解放されたのち72時間以内に、あるいは（馬が死亡した場合は）当該馬の死亡後72時間以内に、馬の管理責任者が救急センターからの獣医レポートをFEIへ提出しなければならない。この義務はFEI獣医規程に定める義務とは別で、追加されるものである。

第 841 条 成績の承認記録

選手／馬の成績を必要に応じてFEIデータベースへ入力／パスポートに記載するため、承認記録の提出が必要である。しかしその内容の証明については、あくまでも各NFが最終責任を負う。

第 842 条 暫定条項

842.1 競技出場資格：

842.1.1 2020年7月1日付けで、選手と馬は2020年6月30日時点で達成していたスターレベル出場資格と完走記録を継続維持する。本エンデュランス規程において、選手と馬は各々のスターレベルへの出場資格認定要件を満たしたとみなされる。

842.1.2 第 836 条に定める選手権大会への出場資格要件は 2020 年に行われるどの選手権大会にも適用せず、2021 年 1 月 1 日以降に開催される選手権大会にのみ適用する。2020 年に開催される選手権大会には、エンデュランス規程 2019 年版に定める選手権大会への出場資格認定手順（第 816 条 3 参照）を適用する（FEI は 2020 年内に残る選手権大会に関わる出場資格基準を説明するため、ガイダンス文書を出す予定である）。

842.1.3 2018 年 6 月 30 日以降にコンビネーションで CEI2*あるいは CEI3*を完走している選手と馬は、2020 年 7 月 1 日から 2 年間、CEI3*レベルにコンビネーションで出場資格を得たとみなされる。

842.2 第 837 条でのペナルティ：第 837 条に定めるペナルティ（20km を超える平均時速にて繰り返し FTQ および／または DSQ 判定を受けた場合）は、2020 年 7 月 1 以降の成績のみを対象として課せられる。

842.3 競技出場停止期間：

842.3.1 本エンデュランス規程の前版適用下で 2020 年 6 月 30 日までに発生した強制休養期間は遵守しなければならず、本エンデュランス規程に定める新たな競技出場停止期間の影響を受けるものではない。

842.3.2 第 839 条 2 の一覧に記載された事例で 2020 年 7 月 1 日あるいはそれ以降の競技で発生したものについては、当該条項に特定する追加競技出場停止期間が発生することとなるが、以下を遵守する。

(a) 累積要件のある第 839 条に定める事例（例えば 1 年間に 2 回以上の FTQ-ME あるいは 3 回以上の FTQ-GA）については、1 年間に 1 回あるいはそれ以上の FTQ が 2020 年 7 月 1 日より前に発生している場合でも、追加の競技出場停止期間が適用される。但し、下記の条項(b)に示す場合を除く。

(b) 2020 年 7 月 1 日より前の 1 年間に多数回にわたり馬が FTQ-ME あるいは FTQ-GA と判定されても、前版のエンデュランス規程では強制休養期間の延長は発生しなかったものの（例えば、FTQ が続けて発生したのではない場合や、即時の侵襲的治療が行われなかった場合）、本エンデュランス規程では追加 MOOCP が適用される事例については（即ち、連続して発生／即時の侵襲的治療が必要な状況という要件はもう適用されないため）、当該馬が 2020 年 7 月 1 日以降にさらに 1 回 FTQ と判定されない限り、本エンデュランス規程での追加 MOOCP を以前の FTQ には適用しない。（例えば 2020 年 7 月 1 日までの 1 年間に連続ではなく 3 回 FTQ-GA と判定された場合は、本エンデュランス規程における 3 回の FTQ-GA に対する追加 MOOCP を適用しない。しかし当該馬が 2020 年 7 月 1 日以降にもう一度 FTQ-GA と判定され、なおかつこの新たな FTQ-GA が 2020 年 7 月 1 日より前に発生した 2 回あるいはそれ以上の FTQ-GA 判定とともに 1 年以内に発生している場合は、本エンデュランス規程における 3 回以上の FTQ-GA に対する追加 MOOCP が適用される。）

第 6 章 : 招待と参加申込

第 843 条 招待

843.1 CEI:

843.1.1 競技に出場が認められる選手数は、競技実施要項と各 NF への公式招待に明記される。

843.1.2 相応の待遇が提供される役員と選手の数（個人選手として、あるいはチームメンバーとしての競技出場）については組織委員会の判断に委ねられる。

843.2 CEIO および選手権大会 :

競技会に参加する各 NF へ送られる競技実施要項と公式招待状では、選手 5 名と馬 7 頭（2 頭までのリザーブホースを含む）、選手ではないチーム監督 1 名、チーム獣医師として FEI 登録獣医師 1 名で構成するチームの参加を認めなければならない。チームについての詳細は FEI 一般規程に定める。

843.3 世界馬術選手権大会 :

843.3.1 世界馬術選手権大会に参加する各 NF へ送られる競技実施要項と公式招待状では、選手 4 名と馬 4 頭、リザーブコンビネーション 1 組、選手ではないチーム監督 1 名、チーム獣医師として外科獣医師 1 名で構成するチームの参加を認めなければならない。世界馬術選手権大会でのリザーブコンビネーションは、チームの出場メンバーにならない限り出場できない。

843.3.2 世界馬術選手権大会にチームを参加申込した NF は、この大会へチームとは別に個人選手を派遣することはできない。

843.3.3 各 NF につき個人選手は 2 名までとする。

843.4 クルーメンバー :

すべての競技会において、組織委員会は各馬につき 2 名のクルーメンバーを受け入れなければならない。

843.5 経費と特典：

843.5.1 世界馬術選手権大会の組織委員会は、第1回（競技前）インスペクション前日から選手権大会終了の翌日まで、選手と馬、クルーメンバー、チーム役員（チーム監督と獣医師）の滞在費を負担しなければならない。これについては各NFへ送付される実施要項と公式招待状に明記しなければならない。

843.5.2 世界選手権大会と大陸選手権大会の組織委員会は、選手と馬、クルーメンバー、チーム役員（チーム監督と獣医師）の渡航費と、第1回（競技前）ホースインスペクション前日から選手権大会終了の翌までの滞在費を負担しなければならない。これについては各NFへ送付される実施要項に明記しなければならない。

第844条 参加申込

844.1 参加申込数：

844.1.1 競技会に参加申込できる馬の頭数は実施要項に準拠しなければならない。

844.1.2 第843条と第847条は適用されるが、組織委員会はいかなる場合もFEI選手権大会に出場資格がある選手数またはチーム数を制限してはならない。

844.2 各国の馬術連盟：

844.2.1 競技会に選手とその騎乗馬の参加申込を行えるのはNFのみである。NFは本エンデュランス規程とその他適用されるFEI諸規程に定める出場資格認定基準を満たした選手と馬のみを参加申込できる。

844.2.2 組織委員会は、NFから受領したものの以外の参加申込を受け付けることはできない。組織委員会は、当該競技会の開催国以外から送られたNFによる参加申込をすべて受け付けなければならない（すなわち組織委員会は外国人選手の参加申込を受け付けなければならない）。

844.2.3 NFは同一選手、馬、あるいはコンビネーションを同期日に開催される

複数の競技会にデフィニットエントリーすることはできない。これが発生した場合、選手、馬あるいはコンビネーション（該当する場合）は参加する競技会から失格となる。

844.3 ノミネートエントリーとデフィニットエントリーの期限：

844.3.1 選手権大会と世界馬術選手権大会（WEG）について：

(a) ノミネートエントリーとデフィニットエントリーは FEI 一般規程に従って行わなければならない。リザーブホースはすべてノミネートエントリー・リストに掲載されていなければならない。

(b) NF がチームのノミネートエントリーを行ったものの、そのチーム派遣が不可能となった場合は、速やかに組織委員会へ通知しなければならない。

844.3.2 CEI と CEIO について：

(a) ノミネートエントリーはない。

(b) デフィニットエントリーは遅くとも競技会開始の 4 日前までに組織委員会の元に届いていなければならない。デフィニットエントリーを行った後の馬および／または選手の交代は、例外的な状況においてのみ、組織委員会から許可があった場合に限り可能である（第 846 条参照）。

844.4 参加申込への記入事項詳細：

選手と馬の参加申込には選手名と馬名、トレーナー氏名、FEI 登録番号（FEI ID）、そして該当する場合は出場資格を記載しなければならない。

844.5 リザーブホース：

844.5.1 CEI において、組織委員会側に収容能力があれば、選手は各自 1 頭のリザーブホースを競技へ帯同できる（実施要項に明記されていること）。このようなリザーブホースは当該選手名で正規に参加申込されていなければならない。選手は組織委員会が定める追加の参加申込料を支払う必要がある。第 1 回（競技前）インスペクションで、選手はこの馬を 2 頭ともトロットアップすることができる（ただし自分の氏名で正規に参加申込していることを条件とする）。1 頭の馬を 2 名以上の選手が競技に参加申込している場合は、第 1 回（競技前）インスペクションへの臨

場のみ必要となる。

844.5.2 CEIOと選手権大会については、組織委員会側に収容能力があれば、各NFとも競技実施要項に記載された最大数の馬をデフィニットエントリー・リストから選考して派遣することができる。組織委員会は各チームに2頭までのリザーブホースを認めなければならない。

844.5.3 各選手、その他の馬管理責任者、チーム監督（該当する場合）には、競技会には出場しないが臨場しているリザーブホースの管理、世話、飼つけが適正に行われるよう手配する責任がある。

844.6 出場辞退とノーショウ：

844.6.1 第 809 条 5.3 を適用するが、選手は騎乗馬のいずれか、あるいは全頭を競技から出場辞退させることはできるが、事前にこの競技へ参加申込を行っていない馬を組織委員会と競技場審判団の許可なく追加することはできない。

844.6.2 競技会へのデフィニットエントリーを行ったにもかかわらず正当な理由なく参加しなかったチームあるいは選手については、外国人審判員／技術代表が FEI 事務総長へ報告し、事務総長はこれを FEI 裁定機関の審議に委ねる場合がある。当該競技会に参加できなかった理由として、同時期に行われていた他の競技会への出場をあげても有効な理由とは認められない。

844.6.3 デフィニットエントリー期日以降の出場辞退あるいはノーショウの結果として組織委員会が被った金銭的損失（厩舎費用やホテル代など）については、選手が組織委員会へ返済しなければならない。

第 845 条 出場選手の申告

845.1 CEIでは、各選手は第1回（競技前）インスペクション終了後直ちに、競技での騎乗馬（自分の氏名で参加申込した馬）を競技場審判団へ申告しなければならない。

845.2 CEIO と選手権大会では、チーム監督が公式参加申込書にある人馬から(i)最終

的に出場する選手名、および(ii)その選手とコンビネーションを組む馬名を選考して、書面にて組織委員会事務局へ申告しなければならない。チーム監督またはその代理人による出場選手の申告は、競技場審判団長の判断により第1回（競技前）ホースインスペクション後1～3時間以内に行われる。

第846条 交代

846.1 デフィニットエントリー後の交代：

846.1.1 馬および／または選手の交代は、当該NFと組織委員会から許可があった場合に限り可能となるが、このような許可を不当に控えるべきではない。代わりに出場する馬および／または選手はすべて、当該競技への出場資格を正規に得ていなければならない；

846.1.2 競技に出場する馬の登録トレーナーは交代できない。登録トレーナーの交代については第828条3を適用する。

846.2 出場人馬の申告を行った時点から競技開始までの間に、選手あるいは馬に事故あるいは病気が発生し、競技に参加することができなくなった場合は、競技開始の2時間前まで交代が可能である。ただし、以下の条件を満たすこととする：(i)選手については競技会公認医師からの診断証明書、馬については外科獣医師／チーム獣医師からの診断証明書の発行、(ii)代わりに出場する選手および／または馬が当該競技への出場資格を正規に得ていること、そして(iii)競技場審判団長の許可を受けること。

846.3 選手および／または馬は、当該競技への出場資格を正規に得ている別の選手や馬、あるいは人馬コンビネーションと交代することはできるが、馬は第1回（競技前）インスペクションで合格していることを条件とする。

第847条 出場選手数の上限

各競技会にて、各競技の出場選手数は200名を上限とし、1日では400名を上限とするが、どちらについても競技会場のスペースおよび選手対役員の適正比率を考慮することを条件とする（付則6参照）。

第 7 章 : エンデュランス競技会役員

第 848 条 役員を選任

848.1 すべての FEI エンデュランス役員を選任、昇格、資格維持に関わる判定基準は、公開されている教育基準や標準に基づいて定期的に FEI ウェブサイトで公表される。

848.2 各競技会における役員を選任およびその人数については付則 6 に定める。国内競技会と FEI 競技会を併催する場合は第 802 条 6 を参照。

848.3 相応の資格と経験を有する外国人獣医師代表と外国人審判員を除き、競技会開催国の役員を優先して選任するべきである。

848.4 競技会にて外国人役員を選任が必要な場合、その外国人役員は競技会開催国の国籍を有していたり、あるいは開催国に居住する者であってはならない。但し、競技会開催地のタイムゾーンとは異なるタイムゾーンに居住する場合を除く。

848.5 CEIO および選手権大会以外の競技会では、該当国連盟の要請を受けて、FEI は 1 名の審判員が国内競技会と FEI 競技会の双方にて競技場審判団として職務を果たすことを認める場合がある（これ以外の場合は FEI 一般規程にて禁止である）。

第 849 条 役員のローテーション

849.1 この第 849 条でいう「指定役員」には、競技場審判団メンバー全員（競技場審判団長および外国人審判員を含む）、技術代表、チーフスチュワード、そして獣医師団メンバー全員（獣医師団長および外国人獣医師代表を含む）が含まれる。

849.2 特定の会場で毎年 1 競技会のみ行われる場合、その競技会にて一人物が指定役員を務められるのは 5 年間を通して 3 回までとする。

849.3 特定の会場で毎年 2 競技会以上が行われる場合、その競技会にて一人物が指定役員を務められるのは、(a)1 年間につき 3 競技会まで、(b)5 年間を通して合計 9 競技会までとする。

第850条 役員 の責務

850.1 FEI 役員 の行動規範を FEI 一般規程の付則に定める。

第851条 役員 の日当と経費

851.1 役員には以下のような権利がある：

851.1.1 FEI 競技会では日当の支払いは義務づけられていない。しかし役員に日当を支払う場合は 1 日 500 スイスフラン（あるいはこれに相当する地元通貨額）を超えてはならない。

851.1.2 組織委員会は役員に対し（その役員が選任を受諾する前に）、日当額（支払われる場合）と支払い対象日数（移動日数、競技日数および／またはその他当該役員が競技会場に臨場を求められる日数を含む）を書面で通知して了解を得なければならぬ。

851.1.3 組織委員会は、日当から競技会開催国内の税金またはこれに類するものが差し引かれるかどうか通知しなければならない。

851.1.4 組織委員会と役員は（該当する競技会開催以前に）、会場までの往復旅程の手配や立替清算などの基準について合意しなければならない。旅程の手配では、役員は(i)第 1 回（競技前）インスペクション（これが朝行われる場合は）の前日、あるいは第 1 回（競技前）インスペクション（これが午後行われる場合は）当日の朝には到着していなければならない、また(ii)競技会場を去る前には現場での任務をすべて完了させるのに十分な時間を見込まなければならない。CEI3*と選手権大会の場合は、外国人獣医師代表と競技場審判団長は少なくとも競技会終了の翌朝まで競技会場に対応できる状態でなければならない（あるいは競技が夜間を通して行われる場合は、ライド終了後少なくとも 12 時間経過するまで指定役員は対応可能な状態でなければならない）。組織委員会は競技実施要項に掲載されて承認を受けているすべての役員について、該当する競技会での宿泊と食事の手配を行い、経費を返済しなければならない（宿泊の手配は役員が当該競技会へ出発するまでに行う必要がある）。

851.1.5 日当の支払いと合意額の立替精算は、当該競技会が終了して競技場審判団長が全競技成績に署名した後に行うこととする。

851.2 第851条1に従うことを条件として、役員に他のいかなるギフトも謝礼も提供してはならない。

851.3 いかなる日当や経費の立替清算も組織委員会が支払いを行い、かつ手配するものであって、（例えば）他の人物、組織、スポンサーなどが行うものではない。

第852条 技術代表／コースデザイナー

852.1 技術代表は、（諸々あるなかでも）正しい参加申込手順や、馬の獣医検査とインスペクション、厩舎と（選手およびクルーメンバーの）宿泊施設、競技会のスケジュール業務を含め、競技会を実施するうえでの技術面および運営面の準備を承認しなければならない。

852.2 競技会実施の準備事項を承認するまでは、技術代表が競技会準備に統括指揮権を有し、責任を負う。競技会準備事項に技術代表が納得した段階で、技術代表はその旨を競技場審判団へ通知し、その時点で競技会開催の統括指揮権と責任が競技場審判団に移行する。技術代表は引き続き競技会終了までその技術面・運営面を監督し、競技場審判団や獣医師団、組織委員会へ進言するとともに、これらを補佐する。

852.3 競技会に先がけて、技術代表は馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、コースデザイナー（組織委員会が選任している場合）と連携して競技レベル、コースの難度、複雑な天候状態に基づいてコースレイアウトとライド状態を点検し、これを承認しなければならない。コースデザイナーは技術代表の監督下に入る。CEIでは、技術代表がコースデザイナーを兼務できる。

852.4 技術代表はブリーフィングを統括し、すべてのテクニカル役員の業務を監督する。

852.5 技術代表は競技会の技術面および運営面での準備に関わるあらゆる状況を競

競技場審判団に報告し、また助言を行い、競技場審判団が必要な判断を下せるよう随時これを支援する。

852.6 ickanar CEIにおいて、技術代表が相応の資格をもっていれば競技場審判団でも職務を果たすことができる。CEI1*と2*では、競技会への馬の参加申込が30頭以下である場合に限り、技術代表は（相応の資格をもっていれば）競技場審判団長としての職務をこなすこともできるが、FEIの承認が必要である。

第853条 競技場審判団

853.1 競技場審判団は、競技において組織委員会が行った獣医療規制、スケジュール業務、時間計測にかかわる準備事項すべてを監督する。

853.2 技術代表が競技会の準備全般について納得できた旨を競技場審判団へ報告した後は、競技場審判団が競技会の開催と統括全般に責任を負う。

853.3 組織委員会は、この他に参加申込数に応じた適正人数の役員やスケジュール、獣医師の協力を取り付けなければならない（付則6参照）。

853.4 外国人審判員あるいは競技場審判団長は（下表に示す通り）、FEI一般規程に定める情報を含めた報告書を、当該競技会后15日以内にFEIへ提出しなければならない：

<u>競技会</u>	<u>報告書提出の責任があるFEI役員</u>
<u>CEI1*と2*および地域選手権大会 ／大会（Games）</u>	<u>競技場審判団長</u>
<u>CEI3*と選手権大会</u>	<u>外国人審判員</u>

第854条 獣医師団

854.1 獣医師団は競技会における馬の健康と安全、ウェルフェアに関するあらゆる事柄について決定をくだし、また競技場審判団に助言する責任がある。

854.2 獣医師団長と外国人獣医師代表は、競技会でのVETゲートとその他馬の安全

対策に関わる計画について、可能な限り早い時点で組織委員会および技術代表から相談を受けるものとする。

854.3 CEI1*では、通常であれば外国人獣医師代表が行う業務についても獣医師団長が責任を負う。

第855条 チーフスチュワード

855.1 チーフスチュワードは競技会全般を通じ、フィールド・オフ・プレイ全体でのスチュワード業務体制に責任を負う。

855.2 チーフスチュワードは、厩舎施設のセキュリティが競技会レベルに適合しており、各VETゲートとコースに十分な人数のスチュワードを配置できるよう準備しなければならない。

855.3 チーフスチュワードは、開会式や閉会式など競技会中の予定行事、あるいは競技会で行われる公式行事が円滑に運営されるよう、組織委員会や競技場審判団、技術代表を支援する。

855.4 チーフスチュワードは、フィールド・オフ・プレイ全体で、競技会参加者のセキュリティとウェルフェア全般に責任を負う。

855.5 チーフスチュワードは競技場審判団長、技術代表、獣医師団長と緊密に連絡をとらなければならない、競技会計画については可能な限り早い時点で組織委員会および技術代表から相談を受けるものとする。

第856条 インディペンデント・ガバナンス・アドバイザー

856.1 すべてのFEI競技会において、FEIはインディペンデント・ガバナンス・アドバイザーを選任して競技会に臨場させ、(i)競技運営と会場、コース、(ii)役員の活動、および(iii)改善が必要と思われる分野についてFEIへ報告させる権限がある。インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーはFEIエンデュランス部門へ報告書を提出しなければならない、要請があればFEIエンデュランス部門がそのコピーをFEIエンデュランス・

テクニカル委員会と共有する。FEIエンデュランス部門は、（機密保持要件を考慮しつつ）インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーによる主要な指摘事項を要約し、年間報告書を発行する。FEIエンデュランス・テクニカル委員会も、競技会への役員選任に際して、インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーによる役員の活動評価を考慮する。

856.2 FEIは次のようにインディペンデント・ガバナンス・アドバイザーを選任する：

856.2.1 選任には FEI エンデュランス・テクニカル委員会の承認が必要である。

856.2.2 FEI は獣医療インディペンデント・ガバナンスアドバイザーと獣医療以外のインディペンデント・ガバナンスアドバイザーを選任することがある。

856.2.3 インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーは少なくとも 4*役員の資格がなければならず、当該レベルで 10 年以上の職務活動経験がなければならぬ。

856.2.4 インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーは 2 年間の任期で選任され、任期回数に制限なく選任を受けられる。

856.2.5 インディペンデント・ガバナンスアドバイザーとしての活動期間中は、他の FEI 役員の職務を受諾することはできない。

856.3 インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーは通告なく、即ち事前に組織委員会へ臨場する旨を通知することなく競技会に臨場する。

856.4 FEIは指定競技会にインディペンデント・ガバナンス・アドバイザーを臨場させるにあたり、日当（規定のFEIポリシーにより）と経費（エコノミークラスでの旅費、宿泊、食事）を含む費用を負担する。

856.5 インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーは競技会役員として活動す

るのではないが（またそのように見なされることはないが）、必要であれば専門家としての助言や援助を提供することはできる。

856.6 インディペンデント・ガバナンス・アドバイザーとしての職務遂行は、FEIオ
フィシャル・スターランクの維持目的に勘案される。

第8章：褒章と表彰式

第857条 賞金と褒賞

857.1 FEI 一般規程にて賞金の配分を規定する。

857.2 コースを完走した選手全員に完走を認定する褒賞（例えばメダル、リボン、楯など）を授与しなければならない。このような褒賞の価格に下限はない。

875.3 メダル順位に入ったチームのメンバー全員にチームメダルが授与される。

第858条 順位

FEIエンデュランスの順位（およびその賞金／褒賞）は付則4に則して決定される。

第859条 表彰式

859.1 獣医師団は、体調不良の馬を表彰式への参加から外すべきである。

859.2 表彰式に出席する選手と他の関係者は第823条に定めるドレスコードを遵守しなければならない。

第860条 名誉バッジ

名誉バッジは世界選手権大会を完走した選手に次の基準で授与される：

- a) 3回の完走でゴールドバッジ
- b) 2回の完走でシルバーバッジ
- c) 1回の完走でブロンズバッジ

第861条 エリートアスリート・ステータス

861.1 以下の基準を満たす選手はエリートアスリート・ステータスを認定される。エリートアスリート・ステータスにより、自動的に選手権大会への出場資格が得られることはない。

861.2 **ジュニアとヤングライダー**:ジュニア/ヤングライダー・エリートアスリート・ステータスを得るには、選手はCEI2*あるいはそれ以上の競技会を少なくとも10回完走していなければならない。ジュニア/ヤングライダー・エリートアスリート・ステータスを維持するには、選手は2年ごとに少なくとも1回はCEI2*あるいはそれ以上の競技会を完走しなければならない。

861.3 **シニア**:シニア・エリートアスリート・ステータスを得るには、選手はCEI3*160km競技会を少なくとも10回完走していなければならない。シニア・エリートアスリート・ステータスを維持するには、選手は2年ごとに少なくとも1回はCEI3*160km競技会を完走していなければならない。

861.4 **エリートアスリート・ステータスの撤回**:FEI一般規程に定める何らかの資格停止処分を受けた選手、あるいはFEI馬ドーピング防止および規制薬物規程に違反した選手は自動的にそのエリートステータスを失い、(該当する場合は)資格停止期間が科された日付か、あるいは「ファストトラック」決定が最終的に承認された日付から、再び10回のCEI競技会で完走して再度資格認定を受ける必要がある。

第862条 ベストコンディション賞

862.1 どの競技においても、組織委員会は競技を完走して上位10頭に入った馬の中から最良のコンディション馬に授与するベストコンディション賞を設けることができる。ベストコンディション賞を決定するFEIガイドラインは付則2に定める。自分の馬をベストコンディション賞の審査に参加させることを選手に義務づけるものではない。

862.2 ベストコンディション賞の審査対象となっている馬は全頭がドーピング/薬物検査対象となる。これらの馬は、ベストコンディション賞の表彰式が終了するまで競技が進行しているものとみなされる。

第9章：懲戒処分

第863条 手順

863.1 本エンデュランス規程あるいは他のFEI諸規程の違反は、本エンデュランス規程に定める手順、または（それが無い場合は）FEI一般規程か他の適用できるFEI諸規程に定める手順に従って扱われる。

863.2 本エンデュランス規程に掲載した制裁措置だけが適用されるわけではない。これらの制裁措置は、適用された他のFEI諸規程に定める制裁措置に加えて適用するものである。

第864条 選手とトレーナーのペナルティポイント

864.1 選手とトレーナーは以下に定める事例につき、自動的に次のペナルティポイントを科される：

事例	ペナルティポイント
失権－代謝異常（FTQ-ME）	10
失権－重篤な怪我（代謝障害）	25
失権－重篤な怪我（筋骨格）および／または致命傷	80
競技出場停止期間の適用中にFEI競技会あるいは国内競技会に出場した馬	100（第839条3.3と第866条1に定める追加ペナルティも適用する）
フィールド・オフ・プレイから退場する前に馬をホースインスペクションに臨場させなかった場合	100（第810条と第866条1に定める追加ペナルティも適用する）
不適切な行動（FEI一般規程に定義するもの）	100（第865条2に従い、不適切な行動カードを発行；不適切な行動はまたFEI一般規程においても制裁対象となる）
第840条に従って馬の管理責任者が指定／承認された救急センターからの獣医レポートコピーをFEIへ提供しなかった場合	80

864.2 選手とトレーナーは1年間を通してペナルティポイントを累積する。ペナルテ

イポイントは発生から1年経過した時点で累積合計から削除されてゆく。

第865条 警告カード

865.1 **エンデュランス・イエロー警告カード**：馬への虐待行為に関わる違反や保護用ヘッドギア要件の遵守を怠った場合、その他本エンデュランス規程に指定した事例について、競技場審判団長、チーフスチュワードあるいは技術代表は、その馬の管理責任者にエンデュランス・イエロー警告カードを出すことができる。不適切な行動については「不適切な行動カード」のみ使われる。同一人物が1枚あるいはそれ以上のエンデュランス・イエロー警告カードを受け取った場合に適用するペナルティは、FEI一般規程に定める。

865.2 **不適切な行動カード**：競技場審判団長、チーフスチュワードあるいは技術代表は、第864条1に基づき不適切な行動にて選手あるいはトレーナーに「不適切な行動カード」を発行できる。「不適切な行動カード」により100ペナルティポイント、失格、2ヶ月間の資格停止処分を受ける。

865.3 **通知**：警告カードが発行される人物には、その競技会期間中にエンデュランス・イエロー警告カードあるいは「不適切な行動カード」を手渡されるか、あるいはその他の適切な手段で受け取ることになる旨を通知しなければならない。その人物に対して当該競技会期間中に相応の努力をしてもその旨の通知ができない場合は、当該競技会から14日以内にその選手へ書面にて通知しなければならない。エンデュランス・イエロー警告カードあるいは不適切な行動カードは、エンデュランス規程、FEI一般規程、あるいは適用される他の諸規程に則して発行された他の制裁措置に加えて発行することができる。

第866条 資格停止処分

866.1 選手あるいはトレーナーに100あるいはそれ以上のペナルティポイントが科された場合、当該選手/トレーナーは自動的に2ヶ月間の資格停止となる。その資格停止期間を終えると、当該選手/トレーナーのペナルティポイント合計から100が差し引かれる。

866.2 資格停止期間中のペナルティについてはFEI一般規程に定める。

866.3 馬に重篤な怪我および／または致命傷を生じさせた選手が1年以内に再び別の騎乗馬に重篤な怪我および／または致命傷を生じさせた場合、当該選手は自動的に6ヶ月間の出場資格停止処分を受ける。

第867条 抗議

抗議の手順はFEI一般規程に定める。

付則1：定義

A.1 本エンデュランス規程で使われている用語（頭文字を大文字で示す）は、この付則1に示す意味をもつか、あるいは（本付則1に掲載されていない場合は）FEI定款、FEI一般規程、FEI獣医規程または適用される他のFEI諸規程にて定義された意味をもつ。

選手：第800条4.2に定義する通り

ベストコンディション賞：第862条と付則2に記載した賞

ブリンカー：目と耳のための穴が開いている馬の頭部を覆う装着物であり、片方または両目部分は後方の視界を完全に遮りつつ前方は全視野が確保できる。

致命傷：獣医師団長、救護獣医師団長および外国人獣医師代表の見解で直ちに安楽死が必要な状態、あるいは競技における馬の死亡につながるもの、原因はいかようであったとしても競技中の疾病が原因で死亡となったものを言う。（馬が死亡した場合の手順については、第840条および付則5のパラグラフ6、FEI獣医規程を参照）。

CEI:第802条1.1と第802条2に記載の通り

CEIO:第802条1.2と第802条3に記載の通り

選手権大会：第802条4.2に概説したエンデュランス選手権大会

コンビネーション：競技にてペアを組んで競う馬と選手

競技：選手が成績順に順位付けられ、褒賞が授与されるFEIエンデュランスのライド

クルーメンバー：フィールド・オブ・プレイにて人馬コンビネーションに支援を提供するべく指名され、許可された人物

デフィニットエントリー：競技参加のためNFから提出された確認済みの選手／馬参加申込リスト（選手権大会とFEI世界馬術選手権大会の出場選手／馬は、ノミネートエントリー・リストからの選考でなければならない。）

失格：第809条5.2に定義する通り

エリートアスリート・ステータス：第861条の基準を満たした選手に与えられるステータス／認証

エンデュランス：本エンデュランス規程序文に記述の通り

エンデュランス・イエロー警告カード：第865条1に記述の通り

競技会：第800条1に定義する通り（一競技会に1競技あるいはそれ以上の競技を含めることができる）

失権：第809条5.1に定義する通りであり、詳細は付則3（失権コード）に示す

FEIカレンダー：FEI指定競技会のカレンダーは次のアドレスに掲載：

<https://data.fei.org/Calendar/Search.aspx>

FEI諸規程：第800条1に定義する通り

フィールド・オブ・プレイ：第813条に定義する通り

最終ホースインスペクション：競技の最後に行われる強制的なホースインスペクション

第1回（競技前）インスペクション：第1ループの前に競技開始時点で行われる最初のホースインスペクション

外国人獣医師代表：FEI獣医規程に定義する通り。第854条3の適用もあるが、外国人獣医師代表が選任されていない場合は、筆頭役獣医師代表がその任務を遂行する。

ホールドタイム：第816条8に記述の通り

馬に対する虐待行為：FEI一般規程と本エンデュランス規程第801条に示す「馬に対する虐待行為」の定義を参照（Horse Abuseは‘Abuse of a Horse’と記載している場合もある。）

不適切な行動カード：第865条2に記述の通り

ループ：第814条1に定義する通り

競技出場停止期間（あるいはMOOCP）：第839条に記載の通り、馬がいかなる国内競技会あるいはFEI競技会へも出場できない強制措置期間

国内競技会：NFの管轄のもとで開催される国内レベルのエンデュランスライド

ノミネートエントリー：競技参加のためNFが指名した選手／馬のリストであり、このリストからデフィニットエントリーの人馬が選考され、また交代の場合もこのリストから選考される。

組織委員会：競技会運営の責任を負う委員会

公式団体競技：CEIOで行われる団体競技

フェイス：第815条に定義する通り

重篤な怪我：馬の重篤な怪我は、筋骨格あるいは代謝障害とに分類される：

重篤な筋骨格の怪我には骨折、重篤な腱や靭帯の損傷、あるいは通常の動きができないような筋肉の損傷が含まれるが、これに限定するものではない。原因の診断が未確定であっても体重を支えられない馬は重篤な怪我（筋骨格）を負っていると分類しなければならない。

重篤な代謝障害には緊急治療が必要な状態、あるいは競技会場での治療では完全な対応ができない状態、そして獣医師団長と救護獣医師団長、外国人獣医師代表の見解で（投票により少なくとも 2/3 の多数決で）競技期間を終えてもさらなる検査と適切な獣医療の継続が必要な状態が含まれる。例えば持続性の疝痛、急性腎障害、筋障害、虚脱症状、心臓発作、その他馬の健康と福祉を損ないかねない代謝状態が含まれるが、これに限定するものではない。搬送が推奨される状況の場合は重篤な怪我（代謝障害）とみなさなければならない。

トレーナー：第800条4.1に定義する通り

VETゲート：第813条1.3に定義する通り

インスペクションエリア：第816条3に定義する通り

A.2 本エンデュランス規程では、別段の明記がない限り以下の通りに扱う：

A.2.1 片方の性別を示す言葉は他方の性をも含む；

A.2.2 単数形の言葉は複数をも含め、また複数形の言葉は単数を含む；

A.2.3 条項と付則参照とは、本規程中の条項と付則を参照することである；「パラグラフ」参照とは、付則の条文を参照することである；

A.2.4 規定中の条文参照には、時折行われ、また発表される修正もしくは改定も含まれる；

A.2.5 法規参照には時折行われ、また発表される既存法規への修正あるいはこれに

代わって再度制定された法規、条例、枢密院令あるいは他の法規文書を含む；

A.2.6 合意書参照には時折行われる修正、補足、更改、あるいは置換えられた合意を含む；

A.2.7 「書面にて」とはファックスとeメールを含む；

A.2.8 「‘may’できる」は「その人物の裁量による」ことを意味する；「‘may not’してはならない」は禁止を意味する；

A.2.9 「‘a person’人物」は自然人、法人、非法人（別個に法人格のあるなしにかかわらず）を含み、また法人の代理人、後継者、そのような人物による指名者も含む；

A.2.10 「‘day’」は週日のいかなる日をも意味して営業日に限定してはならず、また「‘one day’あるいは‘single day’」は継続した24時間を意味する（one dayあるいはa single dayで終了するライドについては、24時間以内のスタートとフィニッシュ間にいかなる中断も入れてはならない）；

A.2.11 時刻表記はグリニッジ標準時（GMT）とする；

A.2.12 タイトルと一覧は参照用の記載であり、該当する規定の適正な解釈と適用に影響するものではない；そして

A.2.13 ‘including’ ‘include’ ‘in particular’ ‘such as’ ‘for example’の後に続く文言、あるいはこれに類する表現は説明として解釈すべきもので、その前にある単語や表現、定義、フレーズあるいは用語の意味を限定するものではない。

A.3 本エンデュランス規程とFEI定款との間に何らかの不一致があった場合には、FEI定款を優先させる。別段の記載がない限り、本エンデュランス規程とFEI一般規程との間に何らかの不一致があった場合には、FEI一般規程を優先させる。

付則2：ベストコンディション賞に関わるFEIガイドライン

組織委員会はベストコンディション賞について以下のガイドラインを利用することができる（組織委員会が行う場合については）：

1. ベストコンディション賞は競技日（あるいは最終日）に、獣医師団長が選考した3名構成のパネル（団長を含む）の審査で決定するが、その構成は(i)オフィシャル獣医師2名と審判員1名、または(ii)オフィシャル獣医師3名とする。賞の審査に採用する判断基準詳細は、審査開始前に発表しなければならない。

2. 競技で上位10頭に入った馬のみがベストコンディション賞に参加できるが、対象となるのは、優勝馬の走行時間に追加割合（競技場審判団が定める）で時間加算した範囲内で完走した馬とする。

3. ベストコンディション賞馬の評価手順は次の通り：

3.1 第1段階：装鞍下での獣医検査に先駆けて、馬は騎乗されない状態で歩様、代謝パラメーター、外傷の検査を受ける。

3.2 第2段階：第1段階で失権とならなかった馬は、速歩で40mを往復し、その後8字を描くように速歩を行わなければならない。

3.3 第3段階（オプション）：ベストコンディション賞には騎乗審査を含めることができる。騎乗した状態での審査を含める場合は、先ず馬がその前段階で失権となっていないことを条件とし、選手はベストコンディション審査パネル団長の指示に従って、自身の乗馬技術を自由な騎乗で示すよう求められる。その目的は、馬の競技適性、敏捷さ、競技に対する意欲を含む健全さを示すことにある。この自由な動きの中での乗馬技術披露は5分を超えてはならない。

3.4 審査パネルが馬に異常歩様がある、あるいはインパルジョンの欠如もしくは疲労のため Trot アップを完了できない、代謝機能の基準をみたさないと判断した場合、当該馬はベストコンディション賞からは失権となる。

4. 採点は4つのセクションに分けられるが点数配分は同じとする（各セクションとも100ポイント）：

4.1 セクション1：最初にフィニッシュした馬と比較した場合の馬の状態がポイントが与えられる。

4.2 セクション2：フィニッシュを除く各フェイズにおける馬のリカバリータイムに基づいて、ポイントが与えられる。リカバリータイムとは、選手がグループ走行を完了してからホースインスペクションに馬を臨場させるまでの時間である（疑義を避けるために記すと、馬がフェイズを完走したとみなされるには、そのインスペクションで合格し

なければならない)。

4.3 セクション3：インスペクション（ベストコンディション賞の一環として行われる）での馬の診断結果に基づいてポイントが与えられるが、採点は次の通り：

Skin Test		Cap. Refill		Muc. Membrane		Gut Sounds		Surface Factors	
Seconds	Points	Seconds	Points	Seconds	Points	Seconds	Points		
1	10	1 to 2	10	A	10	Normal	10	No Lesions	10
2	7.5	2 to 3	7.5	B	7.5	Mid Decrease	7.5	Mild Lesions	7.5
3	5	3 to 4	5	C	5	Moderate Decrease	5	Moderate Lesions	5
4	2.5	4 to 5	2.5	D	2.5	Marked Decrease	2.5	Severe Lesions	Eliminate
Score		Score		Score		Score		Score	

4.4 セクション4：このセクションは任意である。ベストコンディション賞の選考対象となっている選手の中で、最も体重の重い選手の体重から他の選手の体重を差し引いてポイントが与えられる。体重差を100から差し引いて採点する。

5. 上述した4セクションでのポイントを加算し、最高得点の馬がベストコンディション賞の優勝馬となる。

付則3：失権コード

WD：出場辞退

- 人馬コンビネーションが競技会に現れない。
- 第809条5.3の通り、人馬コンビネーションが第1回（競技前）インスペクション時あるいはそれ以前に競技への不参加を決定する。

RET：棄権

- 第809条5.4の通り、人馬コンビネーションが競技を継続しないことを決定する。

DSQ : 失格

- 第 809 条 5.2 の通り、人馬コンビネーションは失格となる。
- 公式成績と報告書で失格の理由を FEI へ連絡しなければならない。失格の理由は担当役員が検証する。
- 馬は失格となり、また獣医学的あるいは他の理由による失権とされることもある（後出の FTQ リストを参照）。

FNR : 走行を終了したが順位なし

- FNRとは、人馬コンビネーションは（すべてのホースインスペクションを含めて）競技を終えたが（あるいは終えたとみなされたが）、最終順位付けされない（例えば経路違反に関する第820条2を参照）。
- 人馬コンビネーションは、競技場審判団長および／または技術代表の同意をもって FNRとされることがある。当該役員らはFNRと判断した理由を説明しなければならない。
- FNRと判断されても、その人馬コンビネーションが当該競技会役員から完走証明書を受け取った場合は、資格認定目的においてこの競技を「完走」としてカウントする。

FTQ : 失権

FTQ とするには以下のいずれか 1 つあるいはそれ以上の併記が必要である：

- **SP** : 速度（適用された速度制限を遵守していない）
- **GA** : 異常歩様
- **ME** : 代謝異常
- **MI** : 軽傷（例えば僅かな痛み、創傷など）
- **SI-MUSCU** : 重篤な怪我（筋骨格損傷）
- **SI-META** : 重篤な怪我（代謝障害）
- **CI** : 致命傷
- **OT** : 時間切れ（時間内でループを完走できなかったが、そのループ後のホースインスペクションは合格）

- **FTC** : 完走ならず（ループは未完走だが、そのループ後のホースインスペクションは合格）。担当役員は FTC とした理由を提示し、当該コンビネーションに何が起こったかを説明しなければならない。

上記の失権コードは次表に示す通り累積されることがある：

code #1	code #2	code #3
SP		
GA		
ME	SP	
MI	GA	+
SI-MUSCU	ME	SP
SI-META	MI	
CI		
OT		
FTC		

付則4 : FEI世界エンデュランスランキング

エンデュランスランキング算出のためのポイントスケールを以下に示す。

各ランキングリストについては、下表に示す通り、選手は様々な競技会での順位に応じたポイントを獲得する（CEIO でのポイントは CEI のスターランクに従う）：

Place	WEG / WEC / World Championships	Continental Championships	CEI3*	CEI2*	CEI1* / Regional Championships/ Regional Games
1	200	160	120	80	40
2	195	156	117	78	39
3	190	152	114	76	38
4	185	148	111	74	37
5	180	144	108	72	36
6	175	140	105	70	35
7	170	136	102	68	34
8	165	132	99	66	33
9	160	128	96	64	32
10	155	124	93	62	31
...					
until	5	4	3	2	1

ランキングの算出：

選手、選手／馬コンビネーション、あるいは馬（ランキングによる）の全成績を勘案してランキングが決まる。ランキングへの計上期間は暦年1月1日から12月31日までである。

選手が CEI にて獲得可能なランキングポイントを 100% 得るには、その競技会に 5 名以上の選手が出場していなければならない。出場選手が 5 名に満たない CEI の場合、出場選手は本来獲得できたはずのランキングポイントの 50% しか取得できない。

暦年末には、その暦年間に EADCMR 違反やペナルティポイント、エンデュランス・イエロー警告カードおよび／または不適切な行動カードの発行を受けなかった選手に、次のようなボーナスランキング・ポイントが付与される：

*EADCMR 違反なし： _____ 250 ポイント
 ペナルティポイントなし： _____ 200 ポイント
 エンデュランス・イエロー警告カード発行なし： 150 ポイント

不適切な行動カード発行なし： _____ 150 ポイント

* 疑義が生じないように説明を加えると、EADCMR 違反が暦年中に発生したものの、EADCMR 違反があったと確定する判定が翌暦年まで出されない場合（あるいは行政手続きの事例で、馬の管理責任者が翌暦年まで制裁措置の適用を受け入れない場合）、ボーナスポイントを受ける資格がないのは、判定が出された暦年（あるいは行政手続きの事例で馬の管理責任者が制裁措置の適用を受け入れた暦年）と適用資格を失っている暦年中である。「EADCMR 違反なし」。例えば選手が 2020 年 11 月に EADCMR 違反を犯したものの、FEI 裁定機関が 2021 年 3 月まで違反を確定する最終判断を出さなかった場合、当該選手は 2020 暦年であれば「EADCMR 違反なし」ボーナスポイントを受けることができるが、2021 暦年はその資格がない。

ボーナスランキング・ポイントは累積される。選手は最高で 750 ボーナスマンキング・ポイントを獲得できる。

オープンライダー世界エンデュランス・ランキングとヤングライダー世界エンデュランス・ランキングにおける選手への賞金と褒賞

賞金（設定されている場合）の配分は以下の通り：

第 1 位：50%

第 2 位：30%

第 3 位：20%

褒賞：

第 1 位、第 2 位、第 3 位となった選手は、各々 (i)FEI メダルカトロフィー、および (ii)証明書を受賞する。

第 4 位から第 10 位の選手は各々認定証明書を受け取る。

オープンホース世界エンデュランス・ランキングとヤングライダーホース世界エンデュランス・ランキングにおける馬への賞金と褒賞

褒賞：

第 1 位となった馬：トロフィーと証明書

第 2 位から第 10 位の馬：認定証明書

オープンコンビネーション世界エンデュランス・ランキングとヤングライダーコンビネーション世界エンデュランス・ランキングにおけるコンビネーションへの賞金と褒賞

褒賞：

第 1 位となった馬：トロフィーと証明書

第 2 位から第 10 位の馬：認定証明書

付則 5：ホースインスペクション、獣医検査（エグザミネーション）、薬物規制

パート A：獣医療規制

1. 獣医師団と馬のウェルフェア

1.1 第 854 条 1 に定める通り、獣医師団は競技場審判団と連携し助言しながら、競技会における馬の健康、安全およびウェルフェアに関するあらゆる事項について判断を下す責任を負う。

1.2 他に特別な記載がない限り、3人の獣医師パネルによる決定はすべて多数決で行う。パネルが馬を“不合格”とするか否かを決定しなければならない場合、3人の獣医師は個々に（互いに協議をせずに）非公開の投票用紙に記入（合否のいずれかにチェック）し、競技場審判団メンバーに直接渡す。

1.3 競技場審判団は、獣医師団の判断および助言に基づいて馬のウェルフェアに関わる決定を下す。獣医師団、または獣医師団からの直接の助言を受けて競技場審判団が下した決定は最終的なものであり、それに対して上訴することはできない。

1.4 競技場審判団がある馬を“不合格”とした場合、その理由を示さなければならず、その理由は下記 3.1 および 3.4(c)に則って記録されなければならない。

2. 外国人獣医師代表／筆頭役獣医師代表

第 854 条 3 に準拠するが、外国人獣医師代表が競技会に選任されていない場合は、筆頭役獣医師代表がその任務を務める。

3. 馬の記録

3.1 各競技会において、第1回（競技前）インスペクション前に個体別の獣医カードが発行され、もれなく記入されなければならない。その後実施されるすべてのホースインスペクションにおいて、獣医カードは紙または電子データのいずれでの様式でも構わない。ただし、いずれもFEI発行の紙／電子データ様式を用いなければならない、（組織委員会が電子データを選択した場合は）組織委員会は競技実施要項にその旨を記載しなければならない。

3.2 ホースインスペクションにおいて必要なすべての情報（パラグラフ9.2参照）および獣医インスペクション／検査におけるその他の情報または本付則 5 あるいはFEI獣医規程において要求される情報が、各人馬コンビネーションの獣医カードに記録されなければならない、それ以降のインスペクションおよび獣医検査時にそれらの情報が確認できなければならない。

3.3 選手は、ホースインスペクションの直後に、騎乗馬の記録を閲覧し、コピーする権利を有する。

3.4 各競技会終了後：

(a) 最短距離にある VET ゲートまで馬が走行した距離、不合格の理由（代謝、異常歩様またはその両方）、会場における治療、治療施設への搬送および競技出場停止期間（MOOCP）の詳細、さらに獣医師団が必要だと判断した馬の将来的な安全およびウェルフェアを守るために必要なあらゆるコメントが、獣医カードに記録されなければならない；

(b) すべての獣医カードは、競技会終了 72 時間以内に電子データ様式で FEI 獣医部に送付されなければならないが、組織委員会がそのコピーを保管することもできる（競技会中に紙の様式を用いた場合は、それらをスキャンまたは写真に撮るか、または詳細を電子データ（Word 形式）に入力しなければならない）；そして

(c) 競技会の獣医レポートは FEI 獣医規程に従い、また FEI 獣医規程に定めるその他の報告要件に従って電子データ様式で FEI 獣医部へ送付されなければならない。このレポートには馬に発生した傷害や疾病の詳細、およびその傷害／疾病に施された治療を記載しなければならない。

3.5 獣医師団および／または競技場審判団長のみが公式記録に記入することができる。

4. 競技会における獣医師による管理

すべての CEI2*、CEI3*および選手権大会において、馬が輸送と競技の間に十分な休養をとっていることを確認し、競技前後に獣医師による適切な監視を受けていることを確認するために、獣医師団による許可がない限り、競技に参加したすべての馬は(i) (指示された厩舎閉門時刻に応じて) 第 1 回 (競技前) インспекション前の最低 8 時間、および(ii)競技終了予定時刻後の最低 8 時間は、獣医師の監視下で (獣医師団長、外国人獣医師代表、獣医師団メンバーおよび／または救護獣医師による) 競技場厩舎エリアに滞在しなければならない。

競技におけるすべてのフェイズを完走しなかった馬については、獣医師団長、外国人獣医師代表および競技場審判団長が早い時間の退厩を許可することができる。

5. 獣医療サービスとアフターケア

5.1 獣医師団長または外国人獣医師代表は、FEI 獣医規程に規定される適正なアフターケアおよび獣医サービスを提供しなければならない。選手権大会においては、会場内にトリアージ (緊急度に応じた治療優先順位の決定権) および緊急治療のための施設が設置されなければならない、さらなる検査や治療が必要な場合に馬を搬送する提携救急センターの手配もなされなければならない。その手配については競技実施要項に明記されなければならない、**到着時検査**までに獣医師団長および外国人獣医師代表と協力して技術代表が確認して承認しなければならない。

5.2 第1回（競技前）インスペクション後、獣医師団長および外国人獣医師代表は競技場審判団と協議のうえ、治療／アフターケアエリアにおけるサポートのために、獣医師団メンバーの配置場所や担当予定を含む診療体制の変更を進言することができる。それらの手配計画においては救護獣医師の配置が示されなければならない、治療グループには開催地において治療を実施することができる資格を有する獣医師が含まれていなければならない。

6. 馬の死亡

6.1 競技会において馬が死亡した場合、その原因にかかわらず、外国人獣医師代表はFEI 獣医規程に規定されている手続きが遂行されることを確認しなければならない。

6.2 競技会出場に関連するあらゆる原因により、馬が競技会において死亡した場合（馬が、指定の救急センターに搬送しなければならない致命傷または重篤な怪我を負った場合も含む）、FEI 獣医規程で求められている通り、その馬の管理責任者（FEI 一般規程に定義されている）および管理する NF は FEI 獣医部に通知し、エンデュランス規程第840条と FEI 獣医規程に規定される方針に従わなければならない。

パート B：ホースインスペクションと獣医検査（エグザミネーション）

7. 到着時検査

7.1 到着時検査はすべての FEI 競技会で実施されなければならない、FEI 獣医規程に示す指定の到着時検査エリアで行わなければならない。外国人獣医師代表（またはその指名した人物とするが、FEI 獣医師でなければならない）は、競技会場に到着したすべての馬について、入厩許可を与える前に検査を行い、FEI パスポートを収集しなければならない。

(a) CEI においては、第1回（競技前）インスペクションを兼ねて到着時検査を実施することができるが、（バイオセキュリティ上の理由により）馬は到着時検査が完了するまで競技会場の厩舎に入厩することができない。

(b) CEIO および選手権大会においては、到着時検査と第1回（競技前）インスペクションは別個に実施し、両検査の間には、感染が疑われる馬およびその帯同馬を隔離し

て、その健康状態が確認されるまでの十分な時間をみておかなければならない。組織委員会は適切な施設を用意しなければならない。

7.2 到着時検査の際に、獣医師団メンバーは以下のことをしなければならない：

- (a) FEIパスポートの馬体特徴図、特徴記述、マイクロチップが入っている馬はその番号と照合して、馬の個体識別を行う；
- (b) 馬がFEI獣医規程に則って馬インフルエンザ予防接種を受けていることを確認する；
- (c) 馬の個体識別、予防接種歴およびその他の衛生要件に関するすべての事項が、パスポートに正しく記載されているか否かを確認する；
- (d) 馬が伝染病のいかなる兆候も示していないことを確認する。これには心拍数、呼吸数および体温を測定するための臨床検査、またその他の臨床的な兆候の確認を含む；そして
- (e) 輸送中の負傷または疾病の疑いがある場合に限り、四肢および／または馬体の触診を行う。

7.3 到着時検査の結果、競技参加適性がないと考えられる馬については、第1回（競技前）ホースインスペクションの前に競技場審判団へ報告しなければならない。獣医師団／外国人獣医師代表はこの件について競技場審判団と協議しなければならず、（必要に応じて）競技場審判団は当該馬を第1回（競技前）インスペクションの前に競技から除外することがある。

7.4 FEI 獣医規程で必要と定める馬インフルエンザ予防接種を受けていない馬、または予防接種状況が確認できない馬（FEIパスポートが提示されないなど）は、競技会厩舎への入厩は認められず、隔離厩舎に収容しなければならない。

7.5 非感染性疾病あるいは損傷に合致する何らかの臨床的な所見が認められる馬については、可及的速やかに獣医師団／外国人獣医師代表に報告しなければならない。

7.6 何らかの伝染病の兆候を示している馬、または伝染病の兆候を示している馬と接触した馬は、隔離馬房に収容しなければならない。それらの馬については、競技会場の

厩舎に収容する許可を出してはならず、回復するまでの間、または対応策が講じられるまで、隔離厩舎に収容しなければならない。

7.7 バイオセキュリティに関する懸念事項は、ただちに獣医師団／外国人獣医師代表に報告しなければならない。

8. ホースインスペクション

8.1 到着時検査、競技中のホースインスペクションはすべて獣医師団により、以下に示す同一フォーマットに則って行われる。ホースインスペクションの実施方法を変更する場合は、競技前に競技場審判団により発表されるか、あるいは競技実施要項に記載されなければならない。

8.2 **第1回（競技前）インスペクション**：第1回（競技前）インスペクションは競技開始の前日または第1ループ実施日の早い時間に実施されるべきである。

8.3 **各VETゲートにおけるホースインスペクション**：ホースインスペクションは各ループ終了後にインスペクションエリアで実施する。

8.4 **強制再インスペクション**：競技場審判団と協議のうえ、獣医師団は、特定のVETゲートにおいて競技参加中のすべての馬（または特定の条件を満たすすべての馬。第816条6.5参照）に強制再インスペクションを課すことができる。強制再インスペクションは、同一のVETゲートにおいて、当該人馬のホールドタイム終了前の15分間に実施する。

8.5 **要請に基づく再インスペクション**：馬に関して何らかの懸念があるときは、すべてのVETゲートにおいて獣医師団メンバーは誰でも、選手に騎乗馬の再インスペクションを要請することができる。獣医師の要請による再インスペクションは、同一のVETゲートにおいて、当該人馬のホールドタイム終了前の15分間に実施する。

8.6 **最終ホースインスペクション**：最終ホースインスペクションは、ライドのフィニッシュライン通過後に行われる。

8.7 出血を認めた場合の獣医師によるインスペクション:

ホースインスペクション中に出血が確認された場合、3名の獣医師パネルによる検査を受けなければならない。獣医師パネルが(i)負傷箇所または傷口から流血している、または(ii)競技続行が馬のウェルフェアに何らかの危険を与える（または与える可能性がある）と判断したときは、当該馬は不合格となる。競技を続行できるのは、獣医師パネルが、流血はしておらず競技続行が馬のウェルフェアに危険を与える（または与える可能性がある）ものではないと判断した場合に限る（たとえば、木の枝によるかすり傷）。獣医師代表は、（パネルの判断にかかわらず）馬体に見られたあらゆる出血について大会の獣医レポート（獣医規程参照）に記載しなければならず、それには馬のFEI登録番号、怪我についての詳細、怪我の写真、パネルの判断およびその理由、当該馬を検査した3名のパネルメンバーの名前とFEI登録番号を含む。

8.8 その他のインスペクション:

獣医師団または競技場審判団は、競技中いつでも無作為に競技馬を選び、抜き打ち的なインスペクションを行うことができる。

9. ホースインスペクションにおける評価

9.1 すべてのホースインスペクションにおいて、馬の状態を評価する獣医師の責任は同等である。すなわち、競技中のホースインスペクションおよび最終ホースインスペクションにおいて、心拍、代謝状態、歩様、および全身状態を含む競技継続適性の判断には、同一の基準が適用される。

9.2 **すべてのホースインスペクションにおける評価:** ホースインスペクションを行う獣医師は、馬のリカバリータイム（第816条2参照）を考慮しつつ、馬の一般状態とその代謝機能状態を評価する。この評価対象には心拍数、粘膜の状態、毛細血管再充満時間、腸の蠕動運動（腸音）、脱水度合、馬の拳動が含まれる。獣医師はまた馬の歩様を評価し、背中と腹帯周囲の触診で痛みを判断し、筋肉の触感や感受性、口や鞍下、腹帯周辺を含めた軽傷を評価する。これらの評価や、馬の状態に関わるその他の所見はすべて獣医カードに記録しなければならない。

9.3 心拍数評価手順：

(a) すべての心拍測定は獣医師団メンバーが実施しなければならない。ホースインスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。ホースインスペクションを指揮する獣医師には、リカバリータイムも知らされなければならない。

(b) 心拍数最大基準値は第 816 条 6.1 に規定されている（変更する場合は第 816 条 9 に準じる）。心拍数最大基準値を超える馬は競技続行を許可されず、“不合格－代謝異常（FTQ-ME）”とされる。心音の異常についてはすべて獣医カードに記録される。

(c) 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。選手、クルーメンバー、またはその他の馬管理責任者（FEI 一般規程に定義されている）が意図的にホースインスペクションを中断させた場合は、当該馬は不合格となる。

(d) 心拍数測定にあたっては聴診器または FEI 承認の電子心拍数測定機器のいずれかを用いなければならない。馬がインスペクションを受ける時は、聴診器または電子心拍数測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。検査を実施する者は心拍数測定に最適な場所に位置すること。

(e) 検査の開始とタイミング：

(i) 聴診器を使用する場合は、計時にはストップウォッチを使用しなければならない。15 秒間の計測を行い、（必要であれば以下の方法を用いて）60 秒間の心拍数を測定する。後述の(f)(i)に則って 15 秒経過時点で心拍数を評価するためには、15 秒間の心拍数に 4 をかけなければならない。心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。

(ii) 電子心拍数測定機器を使用する場合は、15秒ごとの心拍数を表示できるものでなければならない。計測は、機器を馬の胸部に当て、最初の心拍を測定した時に始まる。

(f) 各馬の心拍数が、心拍数最大基準値に則しているか否かの判断：

(i) 15 秒経過時点での心拍数が最大基準値より 5bpm（毎分心拍数）以上低い場合はその数値が記録され、インスペクションは完了する。しかし、獣医師は検査の正確性を期すために 60 秒間の測定継続を選択することができる。

（たとえば、心拍数最大基準値が 64bpm の場合、i) 電子心拍数測定機器では最初の 15 秒間の計測値が 59bpm 以下、または ii) 獣医師が聴診器を使って測定する場合は、最初の 15 秒間の計測値が 15bpm では 60bpm となるので、それが 14bpm 以下であれば、そこで測定を止めることができる。）

(ii) 15 秒経過時点での心拍数計測値が、最大基準値よりも低いとその差が 4bpm、または最大基準値以上の場合は、60 秒間測定を続けなければならない。

（たとえば、心拍数最大基準値が 64bpm の場合に最初の 15 秒間測定値が、i) 電子心拍数測定機器では 60bpm 以上、または ii) 獣医師が聴診器を使って測定した心拍数が 15 以上であれば、測定を 60 秒間継続しなければならない。）

(iii) 60 秒経過時点で、心拍数が最大基準値と同じかそれより少なければ、その数字が記録され、インスペクションは完了する。

(iv) 60 秒経過時点で、心拍数が最大基準値を超えている場合は：

(A) それ（1 回のみ受けることができる）最終ホースインスペクションである場合を除き、2 回目のインスペクションを受けるための十分な時間が残っている場合（第 816 条 6 参照）、当該馬は心拍数の再インスペクションのために 2 回目のインスペクションを受けることができる。2 回目のインスペクションの際も上述の (a)-(f) と同じ方法が適用される。

(B) 心拍数の再インスペクションを受けるための時間がない場合、心拍数の再インスペクションにおいて心拍数最大基準値を満たさなかった場合、またはそれが（1 回のみ受けることができる）最終ホースインスペクションだった場合は、不合格とするための確認手順をふまなければならない。確認手順において、当該馬は不合格となった直後に異なる獣医師による検査を受けなければならない。不合格となった

インスペクションで電子心拍数測定機器が使われた場合は、異なる電子心拍数測定機器（それが不可能であれば聴診器）を使わなければならない。獣医師は 15 秒間のみ心拍数を測定する。その結果“不合格”と認められたら、確認手順において測定された心拍数が電光掲示板に表示されるか、または審判団メンバーに伝えられなければならない。確認手順において心拍数が最大基準値を超えた馬は“不合格－代謝異常（FTQ-ME）”とされる。

(g) **心肺機能回復指標（CRI=Cardiac Recovery Index）：**

代謝状態の評価の一環として、各ホースインスペクションにおいて心肺機能回復指標（CRI）も測定および記録される。当該馬の心拍数が記録されたら、**パラグラフ 9.3** の手順に従ってインスペクションエリアのレーンで速歩をさせて跛行診断を行う。選手／クルーメンバーは馬を 80m 速歩させなければならない（40m の往復）。獣医師は速歩開始時にストップウォッチをスタートさせて 1 分後に馬を止めさせて、聴診器を使って最大 60 秒間、心拍数を測定する。1 回目と 2 回目の心拍数の差が CRI である。2 回目の心拍数測定時にも獣医師は、競技続行適性がないことを示す兆候（心音またはリズムの異常）に留意する。2 回目の心拍測定の前に、獣医師は心拍を上昇させる可能性のある行為（馬の頭部を検査するなど）をしてはならない。

9.4 呼吸器：獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断されたとき、当該馬は次のフェイズに進むことができない。

9.5 全身状態と代謝状態：全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、“不合格－代謝異常（FTQ-ME）”とされる。

9.6 代謝状態：代謝状態は検査および当該馬の競技続行適性を示す数値の記録によって判断される。その記録には粘膜の状態、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動（腸音）、馬の挙動・表情、CRI（心拍回復指標）が含まれる。代謝状態、筋骨格系の負傷、あるいはその他の理由により不合格と判断された馬は、獣医師3名のパネルによる再検討が必要である。

9.7 異常歩様：コース走行中のあらゆるインスペクションにおいて、強制屈曲試験ま

たは圧診を事前に行わずに、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させたときに異常歩様を示し、さらにそれが痛みを引き起こしている場合、または当該馬が安全に競技継続する能力を喪失している場合は競技から除外され、“不合格－異常歩様 (FTQ-GA)”とされる。異常歩様の評価は：

- (a) インスペクションは平らで硬い路面上で実施しなければならない。
- (b) 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈したとき、当該馬は3名の獣医パネルと競技場審判団メンバーの前で、再度速歩での検査を受ける。
- (c) これら3名の獣医師はいずれも、馬と選手が有利になるよう、投票前に追加で1回だけ当該馬に速歩をさせることができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。
- (d) 3回の歩様検査を経ても、馬の見せ方が良くないあるいは馬が規定の距離を速歩することができないために歩様の評価ができない場合、または異常歩様のため競技続行適性がないとみなされる場合は“不合格－異常歩様 (FTQ-GA)”とされる。
- (e) 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが“不合格”理由になるか否かにかかわらず、当該馬の獣医カードにそれを記録しなければならない。電子的な方法が用いられる場合は、その条件が記録されなければならない。

9.8 圧痛、裂傷、創傷：腹帯および鞍による擦過傷を含む、口内、四肢および／または体の圧痛、裂傷、創傷の痕跡は獣医カードに記録しなければならない。競技への参加および続行が、それらの圧痛、裂傷、創傷を悪化させる可能性がある場合、または馬のウェルフェアに何らかの危険（または危険の可能性）を与える可能性がある場合は、当該馬の競技続行は認められず、“不合格－軽度な怪我 (FTQ-MI)”とされる。

9.9 蹄鉄と蹄：蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば適正に装着し、良いコンディションで競技に参加できる蹄鉄でなければならない。蹄鉄を装着して第1回（競技前）インスペクションを受けた馬が、1蹄かそれ以上の落鉄状態でゴールしても構わない。しかし馬の肢または蹄鉄が、安全に競技する能力を脅かしたり、馬に痛みを与えている場合は、“不合格－異常歩様 (FTQ-GA)”とされる。ホースインスペクションにおいて獣医師団の要請があった場合は、馬用ブーツおよびパッドをはずさなければならない。

9.10 最終ホースインスペクションでの追加手順：

(a) 最終ホースインスペクションの目的は、通常の休止期間を経たとして、その後にさらにもう一度ループを完走することができる競技参加適性が残っているかどうかを判断するものである。

(b) 最終ホースインスペクションにおける審査は、それ以前にコース走行中に行われたホースインスペクションと同じ方法で行われ、同じ基準が適用される。ただし、審査を受ける機会は1回のみであり、そこで実施されるすべての馬の最初の速歩歩様検査は、競技場審判団メンバー立ち合いのもと獣医師団メンバー3名によるパネルの前で実施しなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度1回のみ速歩での検査を要請できる。

10. インスペクションでの礼儀：

10.1 競技場審判団とスチュワード、獣医師団メンバーは、ホースインスペクションでの礼儀を執行する責任を有する。

10.2 ホースインスペクション・エリアでは、熾烈な競争で緊張に満ちている選手や馬への配慮として、また馬のウェルフェアのため、（可能な限り）静寂を維持して気を散らすような状況をなくすべきである。

10.3 選手およびホースインスペクションでこの選手を支援する他の人物も、ホースインスペクションでの礼儀を尊重しなければならず、ホースインスペクションやホースインスペクション・エリアにいる馬にマイナスの影響を与えるような行動をとってはならない（あるいは不作為があってはならない）。

10.4 馬には頭絡あるいは（第825条2.11に従う）ヘッドカラーを装着し、他に鞍やブーツ、フライマスク、プリンカー／バイザー、その他の馬具を含む装具を一切つけずに臨場させなければならない。馬具はインスペクションエリアへ入る前にリカバリーエリアで外さなければならない。馬の皮膚に何らかの局所塗布物を使用している場合は、馬をホースインスペクションに臨場させる前に拭い取るよう獣医師団が要請する（第824

条参照)。獣医師団の指示にもかかわらず、インスペクションエリアに（頭絡やヘッドカラー以外の）馬具を装着したまま、あるいは皮膚に適用した何らかの局所塗布物を取り除かずに馬を臨場させた場合、この馬は1回目の臨場に不合格となる。インスペクションエリアへの入場時刻はキャンセルとなり、当該馬はインスペクションエリアを退出して、2回目（最終）の臨場を求められる（ただし最終ホースインスペクションでは再度臨場の機会はないので、この場合を除く）。

10.5 獣医検査に臨む馬は指示された通り、インスペクションエリア入口から直接、（スチュワードの指示に従って）獣医レーンを指定獣医師の元へ、一定した前進運動を見せながら進まなければならない。馬を引き止めたり、一定の動きを妨げるような行動をとってはならない。心拍数測定が終わるまで馬を獣医レーンに入れてはならず、また該当する獣医師から指示があるまで、馬を速歩させてはならない。本条項に違反した場合、選手は5分のタイムペナルティ加算および／またはイエロー警告カードの発行を受ける。

10.6 インスペクションを遅らせたり、妨害するなどの戦術的駆け引きは容認しがたいものである。FEIはホースインスペクションの際に特に禁止される行為のリストを折々に提供している。心拍数測定に関わる禁止行為には、馬の前にひざまずいたり、馬の頭を下げさせる、馬に飼料を与える、あるいは何とか心拍数測定結果に影響を与えようとして馬に触れることが含まれる。歩様検査に馬を臨場させる際に禁止される行為としては、馬の頭の動きを不当に制限したり、および／または馬を追って速歩にさせること（第822条5.3にて許可されていること以外）が含まれる。歩様検査に馬を適正に臨場させられない状態が繰り返された場合は、上記パラグラフ9.7(d)に定める通り、馬は「失権」となる。インスペクションエリア内で排尿を促すような動作や口笛は禁止である。

10.7 ホースインスペクションの礼儀やFEIが提示する禁止行為リストを遵守しなかった場合は、（本パラグラフ10.に定める特定のペナルティに加えて、失格または他の懲戒処分、および／または競技場審判団とスチュワードが状況に鑑み妥当であるとみなした他の措置を講じる。ホースインスペクション中の不品行に関してどの段階の措置が適切であるか、競技場審判団とスチュワードは幅広い決定権を有している。

パートC：競技中の獣医学的治療

競技会における許可される／禁止される獣医療の詳細については、FEI獣医規程の第5

章（獣医療）を参照。

付則6：競技で必要とされる役員

下記の一覧では、(i)必要とされる役員（および役員と参加申込数の比率に基づき、必要な追加役員）の最少人数、(ii)それら役員の必要な資格レベル（即ち最低限のランク）、そして(iii)役員を選任に責任を負う機関を含めた、競技会における役員を選任要件を定める。FEI本部が役員を選任に責任を負う場合は、必要に応じてFEIエンデュランス・テクニカル委員会および/または組織委員会に助言を求めることがある。この付則6の目的に鑑み、別段の記載がある場合を除いて、CEIOは同じスターレベルのCEIに適用される要件を遵守しなければならない。

参加申込数が20以下のCEIについては、FEIが組織委員会と協議のうえ役員を選任する。参加申込数が20を超えるCEIについては、下記の一覧に従って役員が選任される：

技術代表：

	技術代表		
	最低限のランク	人数	選任
WEG/世界選手権大会	4	1（注記1を参照）	FEI本部
地域大会/大陸選手権大会；シニア/ジュニア/ヤングライダーあるいはヤングホース対象の選手権大会	4	1（注記1を参照）	FEI本部
地域選手権大会	3	1	組織委員会、但しFEIの承認が必要
CEI3*	3	1	FEI本部

<u>CEI2*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、但しFEIの承認が必要</u>
<u>CEI1*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、但しFEIの承認が必要</u>

(1) 第848条4に従い、技術代表は「外国人」でなければならない。

スチュワードチーム：

	<u>スチュワードチーム</u>					
	<u>チーフスチュワード</u>			<u>スチュワード</u>		
	<u>最低限の ランク</u>	<u>人数</u>	<u>選任</u>	<u>最低限の ランク</u>	<u>最少人数</u>	<u>選任</u>
<u>WEG/世界選手権大会</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>2</u>	<u>参加申込数 15につき1名</u>	<u>組織委員会、但しFEI の承認が必要</u>
<u>地域大会/大陸選手権大会；シ ニア/ジュニア/ヤングライダ ーあるいはヤングホース対象の 選手権大会</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>2</u>	<u>参加申込数 15につき1名</u>	
<u>地域選手権大会</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、但し FEIの承認が必要</u>	<u>国内あるい はそれ以上</u>	<u>参加申込数 20につき1名</u>	
<u>CEI3*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>国内あるい はそれ以上</u>	<u>参加申込数 20につき1名</u>	
<u>CEI2*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、但し FEIの承認が必要</u>	<u>国内あるい はそれ以上</u>	<u>参加申込数 20につき1名</u>	
<u>CEI1*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、但し FEIの承認が必要</u>	<u>国内あるい はそれ以上</u>	<u>参加申込数 20につき1名</u>	

競技場審判団：

	競技場審判団									
	審判団長（注記2参照）			外国人審判員（注記2参照）			メンバー			
	最低限の ランク	人数	選任	最低限の ランク	人数	選任	最低限の ランク	最少 人数	選任	追加 メンバー
<u>WEG/世界選手 権大会</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>FEI本部</u>	<u>参加申込数 30につき1名</u>
<u>地域大会/大陸 選手権大会；シ ニア/ジュニア /ヤングライダ ーあるいはヤン グホース対象の 選手権大会</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>FEI本部</u>	<u>参加申込数 30につき1名</u>
<u>地域選手権大会</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>不要</u>			<u>国内ある いはそれ 以上</u>	<u>1</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>参加申込数 30につき1名</u>
<u>CEI3*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>国内ある</u>	<u>1</u>	<u>組織委員</u>	<u>参加申込数</u>

							いはそれ 以上		会、但し FEI承認が 必要	30につき1名
<u>CEI2*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	組織委員 会、但し FEI承認が 必要	不要			国内ある いはそれ 以上	<u>1</u>	組織委員 会、但し FEI承認が 必要	参加申込数 30につき1名
<u>CEI1*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	組織委員 会、但し FEI承認が 必要				国内ある いはそれ 以上	<u>1</u>	組織委員 会、但し FEI承認が 必要	参加申込数 30につき1名

(2) FEIはすべてのCEIO（スターレベルにかかわらず）にて競技場審判団長と外国人審判員を選任する権利がある。

獣医師団：

	<u>獣医師団</u>									
	<u>獣医師団長（注記4参照）</u>			<u>外国人獣医師代表（注記4参照）</u>			<u>メンバー</u>			
	<u>最低限の ランク</u>	<u>人数</u>	<u>選任</u>	<u>最低限の ランク</u>	<u>人数</u>	<u>選任</u>	<u>最低限の ランク</u>	<u>最少 人数</u>	<u>選任</u>	<u>追加メンバー</u>
<u>WEG／世界選手権大会（注記3参照）</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>FEI本部</u>	<u>参加申込数 15につき1名</u>
<u>地域大会／大陸選手権大会；シニア／ジュニア／ヤングライダーあるいはヤングホース対象の選手権大会（注記3参照）</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>FEI本部</u>	<u>参加申込数 15につき1名</u>
<u>地域選手権大会</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員</u>	<u>不要</u>			<u>認定治療</u>	<u>2</u>	<u>組織委員</u>	<u>参加申込数</u>

			<u>会、但し FEI承認が 必要</u>				<u>獣医師</u>		<u>会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>20につき1名</u>
<u>CEI3* (注記3参照)</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>参加申込数 20につき1名</u>
<u>CEI2*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認 が必要</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>参加申込数 20につき1名</u>
<u>CEI1*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>不要</u>			<u>認定治療 獣医師</u>	<u>2</u>	<u>組織委員 会、但し FEI承認が 必要</u>	<u>参加申込数 20につき1名</u>

(3) (獣医師団長と外国人獣医師代表を含む) 獣医師団メンバーの少なくとも半数は、第848条4に従い「外国人」でなければならない。

(4) FEIはすべてのCEIO (スターレベルにかかわらず) にて獣医師団長と外国人獣医師代表を選任する権利がある。外国人獣医師代表が必要ない場合には、筆頭役獣医師代表を選任して外国人獣医師代表の役割を担わせなければならない。

救護獣医師団 :

	<u>救護獣医師団</u>						
	<u>救護獣医師団長</u>			<u>メンバー</u>			
	<u>最低限の ランク</u>	<u>人数</u>	<u>選任</u>	<u>最低限の ランク</u>	<u>最少人数</u>	<u>選任</u>	<u>追加メンバー</u>
<u>WEG/世界選手権大会</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>参加申込数20につき1名</u>
<u>地域大会/大陸選手権大会; シニア/ジュニア/ヤングライダーあるいはヤングホース対象の選手権大会</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>参加申込数20につき1名</u>
<u>地域選手権大会</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、</u>	<u>認定治療</u>	<u>適用せず</u>	<u>組織委員会、</u>	<u>参加申込数50につき1名</u>

			<u>但しFEI承認 が必要</u>	<u>獣医師</u>		<u>但しFEI承認 が必要</u>	
<u>CEI3*</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>FEI本部</u>	<u>認定治療 獣医師</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、 但しFEI承認 が必要</u>	<u>参加申込数30につき1名</u>
<u>CEI2*</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、 但しFEI承認 が必要</u>	<u>認定治療 獣医師</u>	<u>適用せず</u>	<u>組織委員会、 但しFEI承認 が必要</u>	<u>参加申込数50につき1名</u>
<u>CEI1*</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>組織委員会、 但しFEI承認 が必要</u>	<u>認定治療 獣医師</u>	<u>適用せず</u>	<u>組織委員会、 但しFEI承認 が必要</u>	<u>参加申込数50につき1名</u>

付則7：3回目の（あるいは続けての）FTQ-GA判定後の獣医検査

第839条2.1の一覧に関連して、1年間に3回（あるいは続けて）馬が異常歩様のため失権（FTQ-GA）となった場合は、当該馬が次の競技出場までに十分回復できるよう、試合復帰前に以下の措置を適用しなければならない：

1. 通知：

1.1 一年間に3回（あるいはそれ以上）、異常歩様のために失権となった場合は、FEIデータベース上で当該馬にフラッグを付けなければならない。

1.2 一年間に3回（あるいはそれ以上）、異常歩様のため失権となった馬に選手が騎乗しようとする場合は、出場させる予定の競技から少なくとも4週間前までに当該選手（あるいはトレーナー）がFEIエンデュランス部門へその旨を通知しなければならない。

1.3 FEIエンデュランス部門はFEI獣医部にその馬の状態を通知し、本付則7に準拠した馬の検査を手配するよう依頼する。FEIエンデュランス部門はまた競技場審判団長にも当該馬の状態と追加検査について通知する。

1.4 FEI獣医部は外国人獣医師代表と獣医師団に当該馬の状態と必要な追加検査について通知する。

2. 検査手順：

2.1 第1回（競技前）インスペクションよりも前に、獣医師3名構成のパネル（獣医師団長、外国人獣医師代表、獣医師団メンバー1名を含む）が詳細な検査を行って、当該馬の競技参加適性を判断しなければならない。

2.2 検査は以下の内容で構成するが、これに限定するものではない：

- (a) 直線上での常歩と速歩；
- (b) 輪線上で両手前の常歩と速歩；そして
- (c) 該当する組織部位の触診

2.3 獣医師パネルは検査結果を（FEI獣医規程に従って）競技場審判団へ通知しなければ

ばならない。競技場審判団は当該馬が第1回（競技前）インスペクションに進める状態であるか否かを判断しなければならない。

2.4 競技中は獣医師団が当該馬をしっかりと監視しなければならない。

2.5 この馬が最終ホースインスペクションで合格した場合、FEIエンデュランス部門はFEIデータベースでこの馬のプロフィールに掲げていたフラッグを外す。

付則8 : ブリンカーとチークピースの図

第825条2.7、第825条2.8、第825条3.7に記述されている通り、許可／禁止されるブリンカーとチークピースのイラストを以下に示す。

